

事業者等による地域貢献活動
の推進に関する条例の手引き

令和6年4月
愛知県経済産業局

<目 次>

第1章	条例制定の背景・経緯	4
第2章	総則（条例第1章第1条～第7条）	5
第3章	基本的施策（条例第2章第8条・第9条）	8
第4章	一定の大規模小売店舗を設置する者による手続等（条例第3章第10条～第19条）	9
4.1	手続の全体像	9
4.2	手続の対象者（条例第10条）	12
4.3	出店計画の早期情報提供（条例第10条・第11条）	13
4.3.1	新設等の届出等（条例第10条）	13
4.3.2	説明会の開催等（条例第11条第1項）	16
4.3.3	説明会を開催することができない場合（条例第11条第3項）	18
4.3.4	現地連絡会議等（運用要綱第9条・第10条）	19
4.4	地域貢献活動の推進（条例第12条～第16条）	20
4.4.1	地域貢献計画の作成等（条例第12条）	20
4.4.2	地域貢献対照表の作成等（運用要綱第12条）	23
4.4.3	懇談会の開催等（条例第13条第1項）	24
4.4.4	懇談会を開催することができない場合（条例第13条第3項）	26
4.4.5	地域貢献活動の実施状況の報告（条例第14条）	27
4.4.6	地域貢献活動の実施状況の報告に係る意見の聴取等（条例第15条）	28
4.4.7	次期地域貢献計画の作成等（条例第16条）	29
4.5	撤退等の届出等（条例第17条）	31
4.5.1	撤退等の届出	31
4.5.2	非該当届出書の提出	33
4.6	承継（条例第18条）	34
第5章	施行期日（条例附則第1項）	35
第6章	その他の一定の大規模小売店舗の取扱い	36
6.1	経過措置（条例附則第2項）	36

6.2 地域貢献計画書を提出していない店舗面積の合計が3,000 ㎡以上の既存の大規模小売店舗の設置者の手続（運用要綱 第16条）	38
第7章 条例	40
第8章 施行規則	46
第9章 運用要綱	48
第10章 様式集及び記載例	52
（巻末1） 商業者等による地域貢献活動の推進に関する条例・運用 要綱に係る新設等における手続フロー図	
（巻末2） 地域貢献活動例	

本手引きにおける用語の定義

○「大規模小売店舗」とは

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する店舗面積が1,000平方メートルを超える小売店舗をいいます。

○「店舗面積」とは

一の建物（大規模小売店舗立地法施行令（平成10年10月16日政令第327号）第1条に定める建物）における物販面積の合計をいいます。

○「条例」とは

商業者等による地域貢献活動の推進に関する条例（令和6年愛知県条例第1号）をいいます。

○「施行規則」とは

商業者等による地域貢献活動の推進に関する条例施行規則（令和6年愛知県規則第41号）をいいます。

○「運用要綱」とは

商業者等による地域貢献活動の推進に関する条例運用要綱をいいます。

○「ガイドライン」とは

県が平成19年10月に策定した「愛知県商業・まちづくりガイドライン」をいいます。

第1章 条例制定の背景・経緯

- 県民の生活を支える小売・サービス業は、地域密着型産業であり、地域社会との十分な連携が必要であることから、地域へのより積極的な貢献が求められています。
- 県では、商店街などが行う地域コミュニティの担い手としての取組を支援するとともに、大規模小売店舗（大型店）に対しては「愛知県商業・まちづくりガイドライン」（平成19年10月策定）に基づき、地域貢献計画の提出等を通じた自主的な地域貢献の取組を促してきました。
- 中小小売・サービス事業者を取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症の影響、物価高騰による消費マインドの低下により、厳しい状況にあります。そのような中、地域商業の活性化にはまちの魅力を高める必要があり、そのためには、まちづくりに不可欠な事業者等による地域貢献活動をより一層活性化させることが求められています。
- そこで、県・市町村・事業者等（商店街などの商店、大型店、地域商業関係団体）及び地域の多様な主体が連携することなどを基本理念とし、各主体の責務・役割等を規定する条例を制定することで、更なる地域貢献活動の推進を図ることとしました。
- また、これまでガイドラインで定めていた、出店計画の早期情報提供や、地域貢献計画の提出といった大型店の手続き規定についても条例に規定し、一体的な運用を図ります。

第2章 総則（条例第1章 第1条～第7条）

- 条例の目的、定義、基本理念、責務及び役割は【表1】及び【表2】の通りです。

【表1】条例の目的及び定義

区分	内容		
目的 (条例第1条)	<p>商業者等による地域貢献活動の推進について、基本理念を定め、並びに県の責務並びに商業者等及び県民の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定め、併せて一定の大規模小売店舗を設置する者による地域貢献活動を推進するための措置を講ずることにより、地域商業の活性化及び長期的な発展並びに安全で安心できる魅力あるまちづくりの推進を図り、もって県民生活の向上及び地域社会の持続可能な発展に寄与すること</p>		
定義 (条例第2条)	商業者等	商業者	小売業又はサービス業に属する事業を営む者及び当該事業の用に供するための施設を設置する者
		地域商業関係団体	商店街振興組合、商工会、商工会議所その他商業者が組織する公共的な団体又はその連合体
		地域貢献活動	地域社会に貢献する自発的な活動
		大規模小売店舗	大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第2項に規定する大規模小売店舗

【表 2】 条例の基本理念、責務及び役割

区分	内容	
基本理念 (条例第 3 条)	事業者等による地域貢献活動の推進は、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県、市町村、事業者等及び地域の多様な主体の連携並びに事業者等の相互の連携を図りながら、地域社会の持続可能な発展を目指して行われなければなりません。 ・ 県民の理解と協力の下に、地域の特性に応じて継続的に行われなければなりません。 	
責務 (条例第 4 条)	県	基本理念にのっとり、事業者等による地域貢献活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有します。
役割	事業者等 (条例第 6 条第 1 項)	地域社会を構成する一員としての社会的な責任を自覚し、その事業活動を通じて、地域商業の活性化に資するよう努めるとともに、それぞれの立場で、地域貢献活動を行うよう努めなければなりません。
	大規模小売店舗を設置する者 (条例第 6 条第 2 項)	大規模小売店舗がその周辺の地域に及ぼす影響が大きいことに鑑み、当該地域の多様な主体と連携を図りながら、主体的かつ積極的に地域貢献活動を行うよう努めなければなりません。
	事業者 (条例第 6 条第 3 項)	地域商業の活性化及び事業者等による地域貢献活動の推進のため、店舗が所在する地域の地域商業関係団体への加入その他の方法により、相互に連携を図るよう努めるものとします。
	県民 (条例第 7 条)	事業者等による地域貢献活動について理解を深めるよう努めるとともに、事業者等による地域貢献活動に協力するよう努めるものとします。

- 条例に規定する市町村に対する協力については【表3】の通りです。

【表3】市町村に対する協力

区分	内容
市町村に対する協力 (条例第5条)	県は、市町村が実施する事業者等による地域貢献活動の推進に関する施策に協力するものとします。

- 条例に規定する「市町村が実施する事業者等による地域貢献活動の推進に関する施策」には、総合的なまちづくりに関する事業のほか、事業者等による地域貢献活動の推進に関する基本理念・関係手続等を定める条例・指針等の策定を含むものとします。(運用要綱第2条)
- 県としては、総合的なまちづくりを担う基礎自治体として、市町村が事業者等による地域貢献活動の推進に自主的・積極的に取り組むことを期待しています。
- 具体的には、事業者等による地域貢献活動への補助金の交付、事業者等による地域貢献活動の促進に資するまちづくりのプラットフォームの構築や人材育成、大型店と地域や地域商業関係団体との連携の促進や橋渡し、事業者等による地域貢献活動の推進に関する基本理念・関係手続等を定める条例・指針等の策定などを想定しています。

第3章 基本的施策（条例第2章 第8条・第9条）

- 県が条例に基づいて実施する基本的施策は【表4】の通りです。

【表4】県が条例に基づいて実施する基本的施策

区分	内容
情報の提供等 （条例第8条）	<ul style="list-style-type: none">・ 事業者等による地域貢献活動の推進に関する取組についての情報の収集及び提供を行うものとします。・ 市町村と連携を図りながら、事業者等に対し、地域貢献活動を推進するために必要な情報の提供及び助言を行うものとします。
広報及び啓発 （条例第9条）	事業者等による地域貢献活動の重要性についての事業者等及び県民の理解を深めるとともに、事業者等による地域貢献活動の推進に資するため、広報及び啓発を行うものとします。

- 県は条例第8条の規定による事業者等による地域貢献活動の推進に関する取組についての情報の収集及び提供をするため、地域貢献活動例を示すものとします。（巻末2参照）

第4章 一定の大規模小売店舗を設置する者による手続等(条例 第3章 第10条～第19条)

4.1 手続の全体像

- 県ではこれまで、一定の大規模小売店舗を新設等をする者に対し、「愛知県商業・まちづくりガイドライン」(平成19年10月)(以下「ガイドライン」という。)に基づき、出店計画の早期の情報提供、地域貢献計画の提出等の手続を求めてきました。
- 本条例では、ガイドラインにおける手続を基礎として、引き続き、一定の大規模小売店舗に対し手続を求めるとともに、一部見直しを実施し新たな仕組みを導入します。(【表5】参照。)

【表5】ガイドラインから見直しをした主な手続

区分	内容
地域貢献計画作成時の意見聴取	[変更前] 県に計画を提出 ↓ [変更後] <u>市町村及び地域商業関係団体の意見を聴取し、県に計画を提出</u>
地域貢献活動の実施状況の報告に係る意見の聴取の実施	[変更前] 毎年度県に報告を提出 ↓ [変更後] 毎年度県に報告を提出、 <u>5年度計画の中間で県から市町村及び地域商業関係団体に意見を聴取し、報告者(大規模小売店舗)に通知</u>
手続きの対象となる大規模小売店舗の新設等の一部拡大	[変更前] 店舗面積(飲食店業除く)3,000㎡以上の新設等 ↓ [変更後] <u>店舗面積等(飲食店業含む)3,000㎡以上の新設等</u>
市町村が条例により、地域貢献計画に係る手続を定めた場合の優先適用	県と同等以上の内容を市町村の条例に規定した場合に限り、市町村の条例を優先適用する。(この場合、県への提出は不要) <u>※現在、適用される市町村はありません。</u>
撤退時の届出書の提出	撤退等を決定したときは、速やかに、その旨を届出

- 本条例に基づく、一定の大規模小売店舗の新設等における主な流れは【表6】及び【表7】の通りとなります。

【表6】一定の大規模小売店舗の新設等における主な流れ(1) (開店前)

時期	手続等	主な内容
大規模小売店舗立地法の届出の3か月以上前等	新設等届出書の提出 〔p.13〕	一定の大規模小売店舗の新設等をする者が、出店計画の概要や地域貢献活動の基本的な方針等を県へ提出
新設等届出書の提出後1か月以内	説明会の開催 〔p.16〕	一定の大規模小売店舗の新設等をする者が、届出の内容を地域住民に説明するための説明会を開催
新設等届出書の提出後～地域貢献計画書の提出前	市町村及び地域商業関係団体からの意見聴取 〔p.21〕	一定の大規模小売店舗の新設等をする者が、 <u>地域貢献計画書の作成にあたり、市町村及び地域商業関係団体の意見を聴取</u>
新設等届出書の提出後約2か月以内	現地連絡会議等への出席・説明等 〔p.19〕	県が開催する現地連絡会議（及び必要に応じて開催する県庁内連絡会議）に出席し、届出の内容を説明 <u>（地域貢献計画書の作成にあたり市町村からの意見聴取も実施）</u>
大規模小売店舗の新設等をする日の6か月以上前	地域貢献計画書の作成・提出 〔p.20〕	一定の大規模小売店舗の新設等をする者が、 <u>市町村及び地域商業関係団体の意見を聴取し、その意見を計画の内容に反映するよう努めた上で、5年度間の地域貢献計画書を作成し県へ提出</u> ※意見聴取状況報告書及び地域貢献対照表を添付
地域貢献計画書の提出後2か月以内	懇談会の開催 〔p.24〕	一定の大規模小売店舗の新設等をする者が、 <u>地域貢献計画書の内容を地域住民に周知させ、意見交換するための懇談会を開催</u>

注1 下線部は条例等における新たな仕組みに該当する箇所です。

注2 ガイドラインに基づき出店概要書を提出し、大規模小売店舗の新設等に向けて手続中の場合は、条例や運用要綱において条例の相当する手続等をしたものとみなした上で、継続する条例の手続を行っていただきます。

【表 7】一定の大規模小売店舗の新設等における主な流れ(2) (開店後)

時期	手続等	主な内容
毎年度終了後 2 か月以内 (翌年度 5 月 31 日まで)	地域貢献活動実施状況報告書の提出 [p.27]	一定の大規模小売店舗を設置する者が、 <u>地域貢献計画書に基づいて行った地域貢献活動の実施状況を県へ提出</u>
<u>地域貢献計画書の計画期間の 4 年度目</u>	<u>地域貢献活動の実施状況の報告に係る意見の聴取等</u> [p.28]	<u>地域貢献活動実施状況報告書に基づき、県が、市町村及び地域商業関係団体から意見を聴取し、その内容を一定の大規模小売店舗を設置する者へ通知</u>
地域貢献計画書の計画期間の末日まで (5 年ごと)	次期地域貢献計画書の作成・提出 [p.29]	一定の大規模小売店舗を設置する者が、 <u>上記の意見の聴取の状況を踏まえるとともに、市町村及び地域商業関係団体の意見を聴くように努め、次期地域貢献計画書を作成し県へ提出</u>
<u>撤退等を決定したとき速やかに</u>	<u>撤退等届出書の提出</u> [p.31]	<u>一定の大規模小売店舗を設置する者が、撤退等に当たって講ずる措置等を記載した届出書を提出</u>

注 1 下線部は条例等における新たな仕組みに該当する箇所です。

注 2 既存の大規模小売店舗については、条例や運用要綱において必要な手続があります。(第 6 章 その他の一定の大規模小売店舗の取扱い [p.36~p.39] 参照)

4.2 手続の対象者（条例第10条）

- 令和6年7月1日以降、次の①又は②に該当する一定の大規模小売店舗の設置者（建物所有者）とします。

①大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による届出を予定している者のうち、大規模小売店舗であってその建物内の**店舗面積等**（同法第2条第1項に規定する店舗面積及び飲食店業を行うための店舗の用に供される床面積をいう。以下同じ。）の合計が3,000㎡以上のもの**の新設**をする者

②同法第6条第2項又は同法附則第5条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による届出（店舗面積の合計を増加させる届出に限る。）を予定している者のうち、大規模小売店舗内の**店舗面積等の合計を3,000㎡以上増加させる変更**をする者*

※既にこの手続又はこの手続に相当する手続を実施した既存の店舗を除く。

- ただし、上記①又は②に該当しなくても、以下の③又は④のいずれかに該当する者は、条例に基づく一定の手続が必要となります。

③令和6年7月1日より前に、ガイドラインに基づき出店概要書を提出して大規模小売店舗の新設又は店舗面積の増加に向けて手続中の者（条例附則第2項）

④令和6年7月1日より前に、ガイドラインに基づき地域貢献計画書を県に提出している既存の大規模小売店舗の設置者（条例附則第2項）

- なお、上記①～④のいずれにも該当しない、令和6年7月1日時点で店舗面積（大規模小売店舗立地法第2条第1項に規定する店舗面積をいう。以下同じ。）の合計が3,000㎡以上の既存の大規模小売店舗の設置者で、令和6年7月1日以降、同法第6条第1項若しくは同条第2項、同法第11条第3項又は法附則第5条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の届出をする者は、運用要綱に基づく一定の手続が必要となります。（運用要綱第16条第1項）

- 名古屋市に所在する大規模小売店舗は除きます。（条例第19条第1項）

4.3 出店計画の早期情報提供（条例第10条・第11条）

4.3.1 新設等の届出等（条例第10条）（対象者：①②）

（1）新設等届出書の提出

「4.2 手続の対象者」のうち①又は②のいずれかに該当する者は、県に新設等届出書（様式第1）〔p.53〕を提出しなければなりません。（条例第10条第1項、施行規則第3条第1項）

また、新設等届出書を提出する大規模小売店舗を設置する者は、提出に当たり、当該大規模小売店舗の所在地の属する市町村及び店舗が所在する地域の地域商業関係団体への情報の提供を行うよう努めなければなりません。（運用要綱第5条）

新設等届出書には、以下の事項を記載してください。（条例第10条第1項、施行規則第3条第2項）

- ・大規模小売店舗の名称及び所在地
- ・大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- ・大規模小売店舗の新設又は変更をする日
- ・大規模小売店舗内の店舗面積の合計
- ・地域貢献活動の実施に関する基本的な方針
- ・大規模小売店舗の敷地面積、大規模小売店舗の新設等（条例第10条第1項の規定による届出に係る新設又は変更をいう。以下同じ。）に係る土地の権利の内容及び現在の利用状況、大規模小売店舗の用に供される土地の属する都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項の地域地区並びに最寄りの駅との距離
- ・大規模小売店舗の建築面積、延べ面積及び建物構造
- ・大規模小売店舗において飲食店業を行うための店舗の用に供される床面積の合計
- ・大規模小売店舗において小売業（法第2条第1項に規定する小売業をいう。以下同じ。）を行う者の開店時刻及び閉店時刻
- ・大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称
- ・大規模小売店舗において営む小売業及び飲食店業に属する事業以外

の事業の種類及び当該事業を行うための店舗の用に供される床面積の合計

- ・新設等に係る工事の着工予定日及び^{しゅん}竣工予定日
- ・駐車場の箇所数、自動車の出入口の数及び収容台数並びに大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成 19 年経済産業省告示 16 号）に定める計算式により算出した必要駐車台数
- ・来客が駐車場を利用することができる時間帯
- ・駐輪場の収容台数
- ・荷さばき施設の面積並びに荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯及び商品の搬出入を行うための自動車の台数
- ・大規模小売店舗立地法の届出、建築確認の申請、農地転用許可の申請又は開発許可の申請の予定日

また、新設等届出書には、以下の書類を添付してください。（施行規則第 3 条第 3 項）

- ・大規模小売店舗の位置を示す図面
（建物の位置及び周辺の幹線道路等の状況が分かる図面）
- ・大規模小売店舗の商圈を示す図面
（出店を予定する店舗の想定される商圈の状況が分かる図面）
- ・用途地域を示す図面
（店舗計画地及び隣接地の用途現況が分かる図面）
- ・大規模小売店舗の入出店の経路を示す図面
（来客の自動車の案内経路（入場・出場両方を記載）が分かる図面）
- ・大規模小売店舗の周辺の住居の状況及び施設の配置を示す図面
（周辺住居及び店舗の用に供する部分その他の施設、駐車場、併設施設等の配置が分かる図面）

※同一の図面で明示することも可

（2）提出時期

新設等届出書は、次に掲げる日のいずれか早い日までに提出しなければなりません。（条例第 10 条第 3 項）

- ・大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項、第 6 条第 2 項又は附則第 5 条第 1 項（同条第 3 項において準用する場

合を含む。)の規定による届出をする日の3月前の日

- ・建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認を受けなければならないときは、当該確認の申請をする日の3月前の日
- ・農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項又は第5条第1項の許可を受けなければならないときは、当該許可の申請の日
- ・都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項又は第2項の許可を受けなければならないときは、当該許可の申請の日

（3）新設等の取りやめ

新設等届出書の提出者は、出店計画の見直し等により、新設等を取りやめたときは、遅滞なく、新設等取りやめ届出書（様式第2）〔p.55〕を県に提出しなければなりません。（条例第10条第6項、施行規則第4条）

（4）提出先

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課

（5）新設等届出書の公表

県は、新設等届出書が提出されたときは、県公式 Web サイトにより、その内容を公表します。（条例第10条第5項）

（6）県の関係課等からの意見の通知

県は、新設等届出書の提出があった場合は、県の関係課及び関係行政機関に新設等届出書の写しを送付します。

新設等届出書の内容又は地域貢献活動の実施について、県の関係課及び関係行政機関から意見があった場合は、届出者に対し、当該意見を書面により通知します。（運用要綱第4条）

4.3.2 説明会の開催等（条例第11条第1項）（対象者：①②③）

- 新設等届出書の提出者（以下「新設者等」という。）は、県と協議の上、新設等届出書の提出日から1か月以内に、当該届出に係る大規模小売店舗の所在地の属する市町村内において、当該届出及び添付書類の内容を周知させるための説明会を開催しなければなりません。（条例第11条第1項、運用要綱第6条）
- 説明会の開催に当たっては、以下の事項に留意してください。（条例第11条第2項、同条第4項、施行規則第5条第1項、同条第2項、運用要綱第6条、第7条、第8条第1項）
 - ア 新設者等は、説明会の開催を予定する日の7日前までに、説明会を開催する旨を地域住民に周知しなければなりません。
 - イ 説明会の開催の周知は、大規模小売店舗の敷地境界から少なくとも2キロメートルの範囲を対象として、原則として、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙4紙に、説明会の開催案内を掲載する方法又は説明会の開催案内を掲載したチラシの折込みの方法により行うものとし、ます。
 - ウ 説明会の開催の周知をする際には、近隣の学校、所在地域商業関係団体等に対しても周知するよう努めるものとし、ます。
 - エ 説明会は、できる限り地域住民の参集の便を考慮して開催の日時及び場所を決めるものとし、平日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日又は土曜日（以下「休日等」という。）以外の日をいう。）の原則午後7時以降又は休日等に、十分な人数を収容することができる施設で開催してください。
 - オ 説明会は、新設者等が運営してください。
 - カ 新設者等が出席し、新設等届出書の記載事項を掲載した資料を配布して、説明を行ってください。
 - キ 新設者等は、参加者の質問に対して誠意をもって回答してください。
 - ク 説明会の開催回数は原則1回としますが、大規模小売店舗の立地がその周辺の地域の生活環境に与える影響が特に大きいと認められるものを新設等する場合等にあつては、複数回開催するよう努めてくだ

さい。

ケ 説明会の開催日時及び場所の決定は、県及び所在市町村と協議の上で決定してください。

コ 説明会は、新設等届出書の内容を地域住民に周知するために行うものであって、小売業の地域的な需給状況を勘案して調整するために行うものではありません。

サ 新設者等は、説明会を開催した日から 14 日以内に、説明会の開催の状況を記載した説明会・懇談会結果報告書（様式第 3）〔p. 57〕を県に提出しなければなりません。

シ 説明会・懇談会結果報告書には以下の事項を記載してください。

- ・ 報告者の氏名又は名称（法人にあってはその代表者の氏名）及び住所
- ・ 大規模小売店舗の名称
- ・ 大規模小売店舗の所在地
- ・ 説明会の開催日時
- ・ 説明会の開催場所
- ・ 説明会の説明者
- ・ 説明会の開催の周知方法
- ・ 説明会の出席者数
- ・ 説明会の質疑応答の状況

ス 説明会・懇談会結果報告書には、説明会の開催を周知したことを証するもの及び説明会において配布した資料を添付してください。

セ 説明会・懇談会結果報告書の提出先は、愛知県経済産業局中小企業部商業流通課です。

4.3.3 説明会を開催することができない場合（条例第11条第3項）

（対象者：①②③）

- 新設者等（説明会開催者）は、天災、交通の途絶その他説明会開催者の責めに帰することができない事由により説明会を開催することができないときは、説明会を開催することを要しません。

この場合において、新設者等は、文書を配布すること等により、新設等届出書及び添付書類の内容を周知させるように努めなければなりません。（条例第11条第3項）

- 文書を配布すること等により届出内容を周知させた場合は、説明会が開催できなかった状況を記載した説明会・懇談会結果報告書（様式第3）に、当該届出内容を周知させたことを証するもの及び配布した当該文書等を添付し、周知させた日から14日以内に県に提出するものとします。

（運用要綱第8条第2項）

この場合において、説明会・懇談会結果報告書には以下の事項を記載してください。

- ・ 報告者の氏名又は名称（法人にあってはその代表者の氏名）及び住所
- ・ 大規模小売店舗の名称
- ・ 大規模小売店舗の所在地
- ・ 説明会を開催できなかった理由※
- ・ 届出内容を周知させた日及び周知方法等※

※その他欄に適宜記載してください。

- 説明会・懇談会結果報告書の提出先は、愛知県経済産業局中小企業部商業流通課です。

4.3.4 現地連絡会議等（運用要綱第9条・第10条）（対象者：①②③）

（1）現地連絡会議への出席及び説明

新設者等は、新設等届出書の提出後、原則2か月以内に事前協議を行うことを目的として県が開催する「現地連絡会議」に出席し、新設等届出書の内容について説明してください。（運用要綱第9条第1項）

現地連絡会議は、所在市町村で開催します。（運用要綱第9条第2項）

現地連絡会議の参加者は、以下の通りです。（運用要綱第9条第3項）

- ・ 所在市町村の関係部局
- ・ 県の出先機関
- ・ 所轄警察署
- ・ 近隣市町村（店舗の商圈が他の市町村に及ぶ場合のみ）

現地連絡会議では、新設等届出書に係る関係法令に関する事前協議、地域貢献計画作成シートに係る意見聴取・意見交換を行います。

県は、現地連絡会議終了後、当該会議においてとりまとめた結果を新設者等及び参加者に通知します。（運用要綱第9条第4項）

（2）県庁内連絡会議への出席及び説明

新設者等は、新設等届出書の提出後、原則2か月以内に事前協議を行うことを目的として県が参加者の求めに応じて開催する「県庁内連絡会議」に出席し、新設等届出書の内容について説明してください。（運用要綱第10条第1項）

県庁内連絡会議の参加者は、愛知県大規模小売店舗立地法運用要綱に定める大規模小売店舗立地法庁内連絡会議の構成員です。（運用要綱第10条第2項）

県庁内連絡会議では、新設等届出書に係る関係法令に関する事前協議を行います。

県は、県庁内連絡会議終了後、当該会議においてとりまとめた結果を新設者等及び参加者に通知します。（運用要綱第10条第3項）

県庁内連絡会議は、参加者の求めに応じて開催するため、開催しないことがあります。

4.4 地域貢献活動の推進（条例第12条～第16条）

4.4.1 地域貢献計画の作成等（条例第12条）（対象者：①②③）

（1）地域貢献計画書の作成・提出

「4.3.1（1）新設等届出書の提出〔p.13〕」を行った者は、地域貢献（変更）計画書（様式第4）〔p.59〕を作成し、県に提出しなければなりません。（条例第12条第1項、施行規則第6条）

地域貢献計画書は、大規模小売店舗の新設等をする日から当該日の属する年度（年度の末日は3月31日とする。以下同じ。）から起算して5年目の年度の末日までの期間を計画期間として作成するものとします。（条例第12条第2項）

地域貢献（変更）計画書には、以下の事項を記載してください。

- ・提出者の氏名又は名称（法人にあってはその代表者の氏名）及び住所
- ・大規模小売店舗の名称及び所在地
- ・店舗面積、飲食店業の用に供する床面積
- ・小売業を行う者の氏名又は名称、販売する物品の種類
- ・小売業以外の事業の種類
- ・地域貢献活動の実施に関する方針
- ・計画の期間
- ・地域貢献計画の内容（県が別に定める「地域貢献活動例」に掲げる項目及び細目を記載するとともに、具体的な地域貢献活動内容及びその実施時期・予定回数を記載してください。）
- ・地域貢献担当窓口の連絡先（担当部署、電話番号及びFAX番号）

地域貢献計画書の作成に当たっては、次の事項に留意するよう努めなければなりません。（運用要綱第11条）

- ・「4.3.1（6）県の関係課等からの意見の通知〔p.15〕」による意見が述べられたときは、これを勘案してください。
- ・大規模小売店舗を設置する者と当該大規模小売店舗において事業を営む者（テナント等）との協力体制の確立を行ってください。
- ・大規模小売店舗の撤退等が地域に及ぼす影響が大きいことに鑑み、地域貢献計画書には、撤退等を行うこととなった場合を想定し、あ

らかじめ、その対応を「項目7 核テナント撤退や店舗閉鎖時の対策」に記載してください。

(2) 所在市町村及び地域商業関係団体からの意見の聴取及び意見聴取状況の報告

(1) の地域貢献計画書の作成に当たっては、所在市町村及び地域商業関係団体の意見を聴くとともに、意見の聴取の状況を意見聴取状況報告書(様式第5) [p. 63] によって県に報告しなければなりません。(条例第12条第1項及び第3項、施行規則第7条)

意見聴取状況報告書には、次の事項を記載してください。

- ・提出者の氏名又は名称(法人にあってはその代表者の氏名)及び住所
- ・大規模小売店舗の名称及び所在地
- ・意見を聴取した団体の名称
- ・意見聴取状況のあらまし

意見を聴取する所在市町村及び地域商業関係団体は、

- ・大規模小売店舗の所在地の属する市町村
- ・店舗の所在する地域に応じて、愛知県商店街振興組合連合会 又は 店舗の所在する地域を地区とする各商工会

とします。(運用要綱第13条第2項)

なお、意見聴取に当たっては、特に力を入れたい地域貢献活動内容などを記載した地域貢献計画作成シート(別記様式第2) [p. 77] を意見の聴取の相手方に提出した上で行ってください。(運用要綱第13条第3項)

また、新設者等は、所在市町村からの意見聴取に際しては、地域貢献計画作成シート(別記様式第2) を、現地連絡会議 [p. 19] の1か月前を目途に県経由で所在市町村に提出してください。

新設者等は、この意見の聴取により聴取した意見を地域貢献計画の内容に反映するよう努めてください。(運用要綱第13条第4項)

この意見聴取に当たって、新設者等は、県が別に定める地域貢献活動例を提示するなどして、地域からの期待の把握に努めてください。

この意見聴取は、地域貢献活動に係る所在市町村及び地域商業関係団体の意見、要望等を新設者等が把握するために行うものであって、商業

調整（小売業の地域的な需給調整）を行うものではありません。（運用要綱第 13 条第 1 項）。

（３）提出時期

地域貢献計画書及び意見聴取状況報告書は、新設等届出書の提出日以降で、大規模小売店舗の新設等をする日の 6 か月前までに、同時に提出してください。（条例第 12 条第 1 項）

（４）地域貢献計画書の変更

地域貢献計画書の提出者は、地域貢献計画書の内容を変更したときは、遅滞なく、変更後の地域貢献（変更）計画書（様式第 4）〔p. 59〕を県に提出してください。（条例第 12 条第 4 項、施行規則第 6 条）

（５）提出先

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課

（６）地域貢献（変更）計画書の公表

県は、地域貢献計画書又は地域貢献変更計画書が提出されたときは、県公式 Web サイトにより、その内容（意見聴取状況報告書を除く。）を公表します。（条例第 12 条第 5 項）

4.4.2 地域貢献対照表の作成等（運用要綱第12条）（対象者：①②③）

（1）地域貢献対照表の作成・提出

地域貢献計画書を提出する者は、地域貢献計画書の作成と併せて、地域貢献対照表（別記様式第1）〔p.73〕を作成し、県に提出しなければなりません。（運用要綱第12条第1項）

地域貢献対照表は、所在市町村及び地域商業関係団体からの意見の聴取の結果、所在市町村及び地域商業関係団体が期待する地域貢献活動と大規模小売店舗を設置する者が計画する地域貢献活動とを比較対照できる表です。

地域貢献対照表には、以下の事項を記載してください。

- ・ 報告者の氏名又は名称（法人にあってはその代表者の氏名）及び住所
- ・ 大規模小売店舗の名称
- ・ 大規模小売店舗の所在地
- ・ 対照表（「地域貢献活動内容」の欄に地域貢献活動を具体的に記載してください。また、「地域の期待」及び「計画」の欄に、それぞれ所在市町村及び地域商業関係団体が期待する活動内容に該当するもの及び大規模小売店舗を設置する者が計画するものに「○」印を記載してください。）

（2）提出時期

地域貢献対照表は、新設等届出書の提出日以降で、大規模小売店舗の新設等をする日の6か月前までに、地域貢献計画書及び意見聴取状況報告書と同時に提出してください。（運用要綱第12条第1項）

（2）提出先

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課

（2）地域貢献対照表の公表

県は、地域貢献対照表が提出されたときは、県公式Webサイトにより、その内容を公表します。（運用要綱第12条第3項）

4.4.3 懇談会の開催等（条例第13条第1項）（対象者：①②③）

- 地域貢献計画書を提出した者（以下「提出者」という。）は、県と協議の上、地域貢献計画書の提出日から2か月以内に、当該地域貢献計画書に係る大規模小売店舗の所在地の属する市町村内において、当該地域貢献計画書の内容を周知させ、及びこれについての意見交換をするための懇談会を開催しなければなりません。（条例第13条第1項、運用要綱第14条）

なお、懇談会は、大規模小売店舗立地法第7条第1項の規定による説明会と併せて開催しても構いません。（運用要綱第14条）

- 懇談会の開催に当たっては、以下の事項に留意してください。（条例第13条第2項、同条第4項、施行規則第8条、運用要綱第14条）

- ア 提出者は、懇談会の開催を予定する日の7日前までに、懇談会を開催する旨を地域住民に周知しなければなりません。

- イ 懇談会の開催の周知は、大規模小売店舗の敷地境界から少なくとも2キロメートルの範囲を対象として、原則として、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙4紙に、懇談会の開催案内を掲載する方法又は懇談会の開催案内を掲載したチラシの折込みの方法により行うものとします。

- ウ 懇談会の開催の周知をする際には、近隣の学校、所在地域商業関係団体等に対しても周知するよう努めるものとします。

- エ 懇談会は、できる限り地域住民の参集の便を考慮して開催の日時及び場所を決めるものとし、平日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日又は土曜日（以下「休日等」という。）以外の日をいう。）の原則午後7時以降又は休日等に、十分な人数を収容することができる施設で開催してください。

- オ 懇談会は、提出者が運営してください。

- カ 提出者が出席し、地域貢献計画書の記載事項を掲載した資料を配布して、説明を行ってください。

- キ 提出者は、参加者の質問に対して誠意をもって回答してください。

- ク 懇談会の開催回数は原則1回としますが、大規模小売店舗の立地が

その周辺の地域の生活環境に与える影響が特に大きいと認められるものを新設等する場合等にあつては、複数回開催するよう努めてください。

ケ 懇談会の開催日時及び場所の決定は、県及び所在市町村と協議の上で決定してください。

コ 懇談会は、地域貢献計画書の内容を地域住民に周知するために行うものであつて、小売業の地域的な需給状況を勘案して調整するために行うものではありません。

サ 提出者は、懇談会を開催した日から 14 日以内に、懇談会の開催の状況を記載した説明会・懇談会結果報告書（様式第 3）〔p. 57〕を県に提出しなければなりません。

シ 説明会・懇談会結果報告書には以下の事項を記載してください。

- ・報告者の氏名又は名称（法人にあつてはその代表者の氏名）及び住所
- ・大規模小売店舗の名称
- ・大規模小売店舗の所在地
- ・懇談会の開催日時
- ・懇談会の開催場所
- ・懇談会の説明者
- ・懇談会の開催の周知方法
- ・懇談会の出席者数
- ・懇談会の質疑応答の状況

ス 説明会・懇談会結果報告書には、懇談会の開催を周知したことを証するもの及び懇談会において配布した資料を添付してください。

セ 説明会・懇談会結果報告書の提出先は、愛知県経済産業局中小企業部商業流通課です。

4.4.4 懇談会を開催することができない場合(条例第13条第3項)(対象者：①②③)

- 提出者(懇談会開催者)は、天災、交通の途絶その他懇談会開催者の責めに帰することができない事由により懇談会を開催することができないときは、懇談会を開催することを要しません。

この場合において、提出者は、文書を配布すること等により、地域貢献計画書の内容を周知させるように努めなければなりません。(条例第13条第3項)

- 文書を配布すること等により地域貢献計画書の内容を周知させた場合は、懇談会が開催できなかった状況を記載した説明会・懇談会結果報告書(様式第3)に、当該地域貢献計画書の内容を周知させたことを証するもの及び配布した当該文書等を添付し、周知させた日から14日以内に県に提出するものとします。(運用要綱第14条)

この場合において、説明会・懇談会結果報告書には以下の事項を記載してください。

- ・報告者の氏名又は名称(法人にあってはその代表者の氏名)及び住所
- ・大規模小売店舗の名称
- ・大規模小売店舗の所在地
- ・懇談会を開催できなかった理由*
- ・地域貢献計画書の内容を周知させた日及び周知方法等*

※その他欄に適宜記載してください。

- 説明会・懇談会結果報告書の提出先は、愛知県経済産業局中小企業部商業流通課です。

4.4.5 地域貢献活動の実施状況の報告（条例第14条）（対象者：①②③④）

（1）地域貢献活動実施状況報告書の提出

地域貢献計画書を提出した者は、地域貢献計画書に基づいて行った地域貢献活動の実施状況について、毎年度、地域貢献活動実施状況報告書（様式第6）〔p.65〕を提出することによって県に報告しなければなりません（条例第14条第1項、施行規則第9条）。

ただし、大規模小売店舗立地法第6条第5項の規定による届出（廃止）をした者及び「4.5.2 非該当届出書の提出」をした者については、この限りではありません。（条例第14条第1項ただし書き）

地域貢献活動実施状況報告書には、以下の事項を記載してください。（地域貢献計画の計画期間中に実施した地域貢献活動に限ります。）

- ・ 報告者の氏名又は名称（法人にあってはその代表者の氏名）及び住所
- ・ 大規模小売店舗の名称
- ・ 大規模小売店舗の所在地
- ・ 地域貢献活動の実施に関する方針
- ・ 計画の期間
- ・ 地域貢献活動の実施状況
- ・ 重点的に実施した地域貢献活動の詳細
- ・ 地域貢献担当窓口の連絡先（担当部署、電話番号及びFAX番号）

（2）提出時期

毎年度5月31日までに、前年度分の報告書を提出してください。

（3）提出先

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課

（4）地域貢献活動実施状況報告書の公表

県は、地域貢献活動実施状況報告書が提出されたときは、県公式Webサイトにより、その内容を公表します。（条例第14条第2項）

4.4.6 地域貢献活動の実施状況の報告に係る意見の聴取等（条例第15条）（対象者：①②③④）

（1）所在市町村及び地域商業関係団体の意見の聴取等（県が行う手続）

県は、地域貢献計画の計画期間の中間年度に係る「4.4.5 地域貢献活動の実施状況の報告」の内容について所在市町村及び地域商業関係団体の意見を聴くとともに、これを報告者に通知するものとします。（条例第15条）

所在市町村及び地域商業関係団体の意見の聴取は、地域貢献活動実施状況確認シート（別記様式第3）〔p.81〕により行うものとします。（運用要綱第15条）

地域貢献活動実施状況確認シートの記載内容は、以下の通りです。

- ・ 店舗名
- ・ 確認者（所在市町村名又は地域商業関係団体名を記載）
- ・ 地域貢献活動の実施状況に対するご意見等
- ・ その他地域貢献に関するご意見

（2）実施時期

意見の聴取は、地域貢献計画書の計画期間内において、5年に1回、地域貢献計画書の計画期間（5年度間）の中間年度（計画期間の3年度目）に相当する年度に係る報告の内容について報告を受けた日（翌年度の4月1日から5月31日まで）の属する年度（計画期間の4年度目）に実施するものとします。（運用要綱第15条）

4.4.7 次期地域貢献計画の作成等（条例第16条）（対象者：①②③④）

（1）次期地域貢献計画の作成・提出

地域貢献計画書を提出した者は、当該地域貢献計画の計画期間の末日（3月31日）までに、当該末日の翌日（4月1日）の属する年度から起算して5年目の年度の末日（5年後の3月31日）までの期間を計画期間として、地域貢献（変更）計画書（様式第4）〔p.59〕により、新たに次期地域貢献計画を作成し、県に提出しなければなりません。（条例第16条第1項、施行規則第6条）

ただし、大規模小売店舗立地法第6条第5項の規定による届出（廃止）をした者及び「4.5.2 非該当届出書の提出」をした者については、この限りではありません。（条例第16条第1項ただし書き）

また、次期地域貢献計画の作成に当たっては、「4.4.6 地域貢献活動の実施状況の報告に係る意見の聴取等」により県から通知された所在市町村及び地域商業関係団体の意見を踏まえるとともに、所在市町村及び地域商業関係団体の意見を聴くよう努めなければなりません。（条例第16条第2項）

意見を聴取する所在市町村及び地域商業関係団体は、

- ・大規模小売店舗の所在地の属する市町村
- ・店舗の所在する地域に応じて、愛知県商店街振興組合連合会 又は店舗の所在する地域を地区とする各商工会

とします。（運用要綱第13条第2項）

（2）新たな地域貢献対照表の作成

（1）により次期地域貢献計画を提出する者は、地域貢献計画書の作成と併せて、新たな地域貢献対照表（別記様式第1）〔p.73〕を作成し、県に提出するよう努めなければなりません。（運用要綱第12条第2項）

（3）提出時期

次期地域貢献計画及び地域貢献対照表は、従前の地域貢献計画書の計画期間の末日までに県に提出してください。（条例第16条第1項）

（4）地域貢献計画書の変更

次期地域貢献計画を提出した者は、地域貢献計画書の内容を変更した

ときは、遅滞なく、変更後の地域貢献（変更）計画書（様式第4）〔p.59〕を県に提出してください。（条例第16条第3項、施行規則第6条）

（5）提出先

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課

（6）次期地域貢献計画の公表

県は、次期地域貢献計画及び地域貢献対照表が提出されたときは、県公式 Web サイトにより、その内容を公表します。（条例第16条第4項、運用要綱第12条第3項）

4.5 撤退等の届出等（条例第17条）

4.5.1 撤退等の届出（対象者：①②③④）

（1）撤退等届出書の提出

新設者等は、設置した大規模小売店舗の撤退等を決定したときは、撤退等届出書（様式第7）〔p.69〕を速やかに県に提出し、その旨を届け出なければなりません。（条例第17条第1項、施行規則第10条第1項）

撤退等とは、

- ・大規模小売店舗において大規模小売店舗立地法第2条第1項に規定する小売業の全てを変更すること（小売テナントの総入れ替え）
- ・大規模小売店舗を相当の期間休止すること（※）
- ・大規模小売店舗内の店舗面積の合計を1,000㎡以下とすること

をいいます。

※「相当の期間休止する」とは、おおむね半年以上の中長期間にわたり、以下のような状態となること等を想定しています。

<例1>

閉店するが、大規模小売店舗立地法の廃止届出はせず、その後の店舗への入居が未定（空店舗のまま）の状態

<例2>

一の敷地内に複数の大規模小売店舗の建築物が立地する場合において、そのうちの一つの建築物が空店舗の状態

撤退等届出書には、以下の事項を記載してください。

- ・届出者の氏名又は名称（法人にあってはその代表者の氏名）及び住所
- ・大規模小売店舗の名称
- ・大規模小売店舗の所在地
- ・撤退等予定年月日
- ・撤退等の理由
- ・撤退等に当たって講ずる措置
- ・休止の予定期間

（2）提出時期

撤退等届出書は、大規模小売店舗の撤退等を決定した後速やかに提出

してください。(条例第 17 条第 1 項)

(3) 提出先

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課

(4) 撤退等届出書の公表

県は、撤退等届出書が提出されたときは、県公式 Web サイトにより、その内容を公表します。(条例第 17 条第 2 項)

(5) 撤退に当たっての地域への配慮

撤退等届出書を提出した者は、大規模小売店舗の撤退等がその周辺の地域に及ぼす影響が大きいことに鑑み、当該地域の住民に対して早期に必要な情報の提供を行うとともに、当該地域の生活環境の悪化の防止等に十分に配慮するよう努めなければなりません。(条例第 17 条第 3 項)

4.5.2 非該当届出書の提出（対象者：①②③④）

- 新設者等は、設置した大規模小売店舗の店舗面積等（大規模小売店舗立地法第2条第1項に規定する店舗面積及び飲食店業を行うための店舗の用に供される床面積をいう。以下同じ。）の合計を3,000㎡未満としたときは、非該当届出書（様式第8）〔p.71〕を遅滞なく県に提出し、その旨を届け出なければなりません。（条例第17条第4項、施行規則第10条第2項）
- ただし、大規模小売店舗内の店舗面積の合計を1,000㎡以下とすることを決定した旨の「4.5.1 撤退等の届出」による届出をしている者については、この限りではありません。（条例第17条第4項ただし書き）
- よって、非該当届出書を提出する場合は、店舗面積等が3,000㎡未満となったものの、店舗面積は1,000㎡を超える場合となります。
- 提出先は、愛知県経済産業局中小企業部商業流通課です。

4.6 承継（条例第18条）

- 新設等届出書の届出又は地域貢献計画の提出をした者から当該届出又は提出に係る大規模小売店舗を譲り受けた者は、当該大規模小売店舗に係る当該届出又は提出をした者の地位を承継します。（条例第18条第1項）

- 新設等届出書の届出又は地域貢献計画の提出をした者について相続、合併又は分割があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該大規模小売店舗を承継した法人は、当該届出又は提出をした者の地位を承継します。（条例第18条第2項）

第5章 施行期日（条例附則第1項）

- 条例は、令和6年4月1日から施行します。

- ただし、条例第3章（一定の大規模小売店舗を設置する者による手続等：第10条～第19条）、条例附則第2項、施行規則及び運用要綱の規定は、令和6年7月1日から施行します。（条例附則第1項、施行規則附則、運用要綱附則第1項）

- 条例の施行に伴い、愛知県商業・まちづくりガイドラインは、令和6年6月30日をもって廃止します。（運用要綱附則第2項）

第6章 その他の一定の大規模小売店舗の取扱い

6.1 経過措置（条例附則第2項）

- 令和6年7月1日より前に、「愛知県商業・まちづくりガイドライン」（平成19年10月）（以下「ガイドライン」という。）に基づく手続その他の行為が行われた場合は、条例の相当の規定により当該手続その他の行為が行われたものとみなします。（条例附則第2項）

※条例附則第2項中、「愛知県行政手続条例第34条に規定する行政指導で知事が定めるものに従ってされた手続その他の行為」とは、ガイドラインに従ってされた手続その他の行為をいいます。（運用要綱附則第3項）

- この経過措置は、「4.2 手続きの対象者」[p.12]の③又は④のいずれかの者に適用されます。

③令和6年7月1日より前に、ガイドラインに基づき出店概要書を提出して大規模小売店舗の新設又は店舗面積の増加に向けて手続中の者（条例附則第2項）

④令和6年7月1日より前に、ガイドラインに基づき地域貢献計画書を県に提出している既存の大規模小売店舗の設置者（条例附則第2項）

- これらの者について、ガイドラインに基づく手続その他の行為と、この条例の相当の規定とみなされるものとの対照表は【表8】に掲げるとおりです。（運用要綱附則第3項、別表）
- 【表8】の左欄のガイドラインに基づく手続その他の行為は、【表8】の右欄のこの条例の相当の規定により行われたものとみなされ、みなされた後の手続については条例の手続の中に組み込まれることとなり、引き続き、後発する条例の手続を行うこととなります。

【表 8】 ガイドラインと条例の相当の規定との対照表

ガイドラインに従って された手続その他の行為	みなされる手続その他の行為
出店概要書の提出 (ガイドライン3(2)ア(ウ))	条例第10条第1項の規定による 新設等の届出
地域説明会の開催 (ガイドライン3(2)ア(エ))	条例第11条第1項の規定による 説明会の開催
地域説明会結果報告書の提出 (ガイドライン3(2)ア(エ))	条例第11条第4項の規定による 説明会の開催の状況の報告
地域貢献計画書の提出 (ガイドライン3(2)イ(イ))	条例第12条第1項の規定による 地域貢献計画の作成及び提出
地域貢献計画書の変更 (ガイドライン3(2)イ(イ))	条例第12条第4項の規定による 地域貢献計画の変更
地域貢献懇談会の開催 (ガイドライン3(2)イ(ウ))	条例第13条第1項の規定による 懇談会の開催
地域貢献懇談会結果報告書の提出 (ガイドライン3(2)イ(ウ))	条例第13条第4項の規定による 懇談会の開催の状況の報告
地域貢献実施状況報告書の提出 (ガイドライン3(2)イ(エ))	条例第14条第1項の規定による 地域貢献活動の実施の状況の報告
次期の地域貢献計画書の提出 (ガイドライン3(2)イ(イ))	条例第16条第1項の規定による 次期地域貢献計画の作成及び提出

6.2 地域貢献計画書を提出していない店舗面積の合計が3,000 m²以上の既存の大規模小売店舗の設置者の手続（運用要綱第16条）

（1）地域貢献活動報告書の提出

「4.2 手続の対象者」[p.12] ①～④のいずれにも該当しない、令和6年7月1日時点で店舗面積の合計が3,000 m²以上の既存の大規模小売店舗の設置者は、令和6年7月1日以降、大規模小売店舗立地法第6条第1項若しくは同条第2項、同法第11条第3項又は法附則第5条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の届出をするときは、その都度、地域貢献活動報告書（別記様式第4）[p.83]により、地域貢献活動の実施の状況を県に報告しなければなりません。（運用要綱第16条第1項）

上記に該当する者は、すなわち、以下の者が該当します。

- ・ガイドライン施行日（平成20年4月1日）において既に大規模小売店舗立地法の適用を受けていた大規模小売店舗（同法に基づく手続中だったものを含みます。）のうち、店舗面積の合計が3,000 m²以上の大規模小売店舗の設置者
- ・ガイドライン施行日（平成20年4月1日）以降に大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定に基づく届出を県へ行い、同法の適用を受けていたものの、ガイドラインの適用は受けていなかった大規模小売店舗が、令和6年6月30日までに同法第6条第2項の規定に基づく増床を行い、店舗面積の合計が3,000 m²以上となった大規模小売店舗の設置者
- ・ガイドライン施行日（平成20年4月1日）以降に大規模小売店舗立地法附則第5条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）に基づく届出を県へ行い、同法の適用を受けることとなった大規模小売店舗のうち、店舗面積の合計が3,000 m²以上の大規模小売店舗の設置者
- ・大規模小売店舗立地法の届出を行っていない大規模小売店舗のうち、店舗面積の合計が3,000 m²以上の大規模小売店舗の設置者

地域貢献活動報告書には、以下の事項を記載してください。

- ・ 報告者の氏名又は名称（法人にあってはその代表者の氏名）及び住所
- ・ 大規模小売店舗の概要
- ・ 地域貢献活動の取組状況の概要
- ・ 地域貢献担当窓口の連絡先（担当部署、電話番号及びFAX番号）

（２）提出時期

地域貢献活動報告書は、大規模小売店舗立地法第6条第1項若しくは同条第2項、同法第11条第3項又は法附則第5条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の届出をする都度、提出してください。

ただし、同一年度に2回以上の提出は不要です。

（３）提出先

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課

（４）地域貢献活動報告書の概要の公表

県は、地域貢献活動報告書が提出されたときは、県公式Webサイトにより、その概要を公表します。（運用要綱第16条第2項）

第7章 条例

商業者等による地域貢献活動の推進に関する条例

令和6年3月26日

条例第1号

目次

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 商業者等による地域貢献活動の推進に関する基本的施策（第8条・第9条）

第3章 一定の大規模小売店舗を設置する者による手続等（第10条—第19条）

第4章 雑則（第20条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、商業者等による地域貢献活動の推進について、基本理念を定め、並びに県の責務並びに商業者等及び県民の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定め、併せて一定の大規模小売店舗を設置する者による地域貢献活動を推進するための措置を講ずることにより、地域商業の活性化及び長期的な発展並びに安全で安心できる魅力あるまちづくりの推進を図り、もって県民生活の向上及び地域社会の持続可能な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 商業者等 商業者（小売業又はサービス業に属する事業を営む者及び当該事業の用に供するための施設を設置する者をいう。以下同じ。）及び地域商業関係団体（商店街振興組合、商工会、商工会議所その他商業者が組織する公共的な団体又はその連合体をいう。以下同じ。）をいう。
- (2) 地域貢献活動 地域社会に貢献する自発的な活動をいう。
- (3) 大規模小売店舗 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する大規模小売店舗をいう。

（基本理念）

第3条 商業者等による地域貢献活動の推進は、県、市町村、商業者等及び地域の多様な主体の連携並びに商業者等の相互の連携を図りながら、地域社会の持続可能な発展を目指して行われなければならない。

2 商業者等による地域貢献活動の推進は、県民の理解と協力の下に、地域の特性に応じて継続的に行われなければならない。

（県の責務）

第4条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、商業者等による地域貢献活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（市町村に対する協力）

第5条 県は、市町村が実施する商業者等による地域貢献活動の推進に関する施策に協力する

ものとする。

(商業者等の役割)

第6条 商業者等は、地域社会を構成する一員としての社会的な責任を自覚し、その事業活動を通じて、地域商業の活性化に資するよう努めるとともに、それぞれの立場で、地域貢献活動を行うよう努めなければならない。

2 大規模小売店舗を設置する者は、大規模小売店舗がその周辺の地域に及ぼす影響が大きいことに鑑み、当該地域の多様な主体と連携を図りながら、主体的かつ積極的に地域貢献活動を行うよう努めなければならない。

3 商業者は、地域商業の活性化及び商業者等による地域貢献活動の推進のため、店舗が所在する地域の地域商業関係団体への加入その他の方法により、相互に連携を図るよう努めるものとする。

(県民の役割)

第7条 県民は、商業者等による地域貢献活動について理解を深めるよう努めるとともに、商業者等による地域貢献活動に協力するよう努めるものとする。

第2章 商業者等による地域貢献活動の推進に関する基本的施策

(情報の提供等)

第8条 県は、商業者等による地域貢献活動の推進に関する取組についての情報の収集及び提供を行うものとする。

2 県は、市町村と連携を図りながら、商業者等に対し、地域貢献活動を推進するために必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

(広報及び啓発)

第9条 県は、商業者等による地域貢献活動の重要性についての商業者等及び県民の理解を深めるとともに、商業者等による地域貢献活動の推進に資するため、広報及び啓発を行うものとする。

第3章 一定の大規模小売店舗を設置する者による手続等

(新設等の届出等)

第10条 法届出予定者のうち、大規模小売店舗であってその建物内の店舗面積等（法第2条第1項に規定する店舗面積（以下「店舗面積」という。）及び飲食店業を行うための店舗の用に供される床面積をいう。以下同じ。）の合計が3,000㎡以上のもので新設（建物の床面積を変更し、又は既存の建物の全部若しくは一部の用途を変更することにより大規模小売店舗となる場合であって、その建物内の店舗面積等の合計が3,000㎡以上であるときを含む。以下同じ。）をする者（同項に規定する小売業を行うための店舗の用に供し、又は供させるためその建物の一部を新設する者又は設置している者があるときは、その者を含む。）又は大規模小売店舗（この項の規定による届出に係る新設又は変更をされた大規模小売店舗であって、その建物内の店舗面積等の合計が3,000㎡以上であるものを除く。）内の店舗面積等の合計を3,000㎡以上増加させる変更をする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の

氏名

- (3) 当該新設又は変更をする日
 - (4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 - (5) 地域貢献活動の実施に関する基本的な方針
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、大規模小売店舗の概要並びに施設（法第4条第2項第2号に規定する施設をいう。）の配置及び運営方法に関する事項に関し規則で定める事項
- 2 前項において「法届出予定者」とは、次に掲げる届出をする者をいう。
- (1) 法第5条第1項の規定による届出
 - (2) 法第6条第2項の規定による届出（法第5条第1項第4号に掲げる事項に係るものに限る。）
 - (3) 法附則第5条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による届出（法第5条第1項第4号に掲げる事項の変更に係るものに限る。）
- 3 第1項の規定による届出は、次に掲げる日のいずれか早い日までにしなければならない。
- (1) 前項各号に掲げる届出をする日の3月前の日
 - (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認を受けなければならないときは、当該確認の申請をする日の3月前の日
 - (3) 農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項又は第5条第1項の許可を受けなければならないときは、当該許可の申請の日
 - (4) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項又は第2項の許可を受けなければならないときは、当該許可の申請の日
- 4 第1項の規定による届出には、規則で定める書類（以下「添付書類」という。）を添付しなければならない。
- 5 知事は、第1項の規定による届出があったときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その内容を公表するものとする。
- 6 第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る新設又は変更を取りやめたときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。
- （説明会の開催等）
- 第11条 前条第1項の規定による届出をした者は、規則で定めるところにより、当該届出をした日の翌日から起算して1月以内に、当該届出に係る大規模小売店舗の所在地の属する市町村（以下「所在市町村」という。）内において、当該届出及び添付書類の内容を周知させるための説明会（以下「説明会」という。）を開催しなければならない。
- 2 前項の規定により説明会を開催する者（以下「説明会開催者」という。）は、説明会の開催を予定する日の7日前までに、説明会を開催する旨を地域住民に周知しなければならない。
- 3 説明会開催者は、天災、交通の途絶その他説明会開催者の責めに帰することができない事由により説明会を開催することができないときは、説明会を開催することを要しない。この場合において、説明会開催者は、文書を配布すること等により、前条第1項の規定による届出及び添付書類の内容を周知させるように努めなければならない。
- 4 説明会開催者は、規則で定めるところにより、説明会の開催の状況を知事に報告しなければならない。

(地域貢献計画の作成等)

第12条 第10条第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る新設又は変更をする日の6月前までに、規則で定めるところにより、地域貢献活動の実施に関する計画（以下「地域貢献計画」という。）を作成し、第3項の規定による意見の聴取の状況を記載した書面とともに、知事に提出しなければならない。

2 前項の地域貢献計画は、第10条第1項の規定による届出に係る新設又は変更をする日から当該日の属する年度から起算して5年目の年度の末日までの期間を計画期間として作成するものとする。

3 第1項の規定による地域貢献計画の作成に当たっては、所在市町村及び地域商業関係団体の意見を聴くものとする。

4 第1項の規定により地域貢献計画を提出した者は、当該地域貢献計画における地域貢献活動の内容を変更したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、変更後の地域貢献計画を知事に提出しなければならない。

5 知事は、第1項及び前項の規定による提出があったときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その内容（第3項の規定による意見の聴取の状況を除く。）を公表するものとする。

(懇談会の開催等)

第13条 前条第1項の規定により地域貢献計画を提出した者は、規則で定めるところにより、当該地域貢献計画を提出した日の翌日から起算して2月以内に、所在市町村内において、当該地域貢献計画の内容を周知させ、及びこれについて意見の交換をするための懇談会（以下「懇談会」という。）を開催しなければならない。

2 前項の規定により懇談会を開催する者（以下「懇談会開催者」という。）は、懇談会の開催を予定する日の7日前までに、懇談会を開催する旨を地域住民に周知しなければならない。

3 懇談会開催者は、天災、交通の途絶その他懇談会開催者の責めに帰することができない事由により懇談会を開催することができないときは、懇談会を開催することを要しない。この場合において、懇談会開催者は、文書を配布すること等により、前条第1項の地域貢献計画の内容を周知させるように努めなければならない。

4 懇談会開催者は、規則で定めるところにより、懇談会の開催の状況を知事に報告しなければならない。

(地域貢献活動の実施状況の報告)

第14条 第12条第1項又は第16条第1項の規定により地域貢献計画を提出した者は、規則で定めるところにより、前年度における地域貢献活動の実施の状況を知事に報告しなければならない。ただし、当該地域貢献計画に係る大規模小売店舗について法第6条第5項の規定又は第17条第4項の規定による届出をした場合は、この限りでない。

2 第10条第5項の規定は、前項の規定による報告について準用する。

(地域貢献活動の実施状況の報告に係る意見の聴取等)

第15条 知事は、地域貢献計画の計画期間の中間年度に係る前条第1項の規定による報告の内容について所在市町村及び地域商業関係団体の意見を聴くとともに、その意見の聴取の状況を当該報告をした者に通知するものとする。

(次期地域貢献計画の作成等)

第16条 第12条第1項又はこの項の規定により地域貢献計画を提出した者は、当該地域貢献計画の計画期間の末日までに、規則で定めるところにより、当該末日の翌日の属する年度から起算して5年目の年度の末日までの期間を計画期間として新たな地域貢献計画を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、同条第1項又はこの項の規定により提出した地域貢献計画に係る大規模小売店舗について法第6条第5項の規定又は次条第4項の規定による届出をした場合は、この限りでない。

2 前項の規定による地域貢献計画の作成に当たっては、前条の意見の聴取の状況を踏まえるとともに、所在市町村及び地域商業関係団体の意見を聴くよう努めなければならない。

3 第12条第4項の規定は、第1項の規定により地域貢献計画を提出した者について準用する。

4 知事は、第1項の規定及び前項において準用する第12条第4項の規定による提出があったときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その内容を公表するものとする。

(撤退等の届出等)

第17条 第10条第1項の規定による届出に係る新設又は変更をされた大規模小売店舗を設置している者は、撤退等(当該大規模小売店舗において法第2条第1項に規定する小売業を行う者の全てを変更すること、当該大規模小売店舗を相当の期間休止すること又は当該大規模小売店舗内の店舗面積の合計を法第3条第1項の基準面積以下とすることをいう。第3項において同じ。)を決定したときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。

2 第10条第5項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

3 第1項の規定による届出をした者は、撤退等がその大規模小売店舗の周辺の地域に及ぼす影響が大きいことに鑑み、当該地域の住民に対して早期に必要な情報の提供を行うとともに、当該地域の生活環境の悪化の防止等に十分に配慮するよう努めなければならない。

4 第10条第1項の規定による届出に係る新設又は変更をされた大規模小売店舗を設置している者は、当該大規模小売店舗内の店舗面積等の合計を3,000㎡未満としたときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、当該大規模小売店舗内の店舗面積の合計を法第3条第1項の基準面積以下とすることを決定した旨の第1項の規定による届出をしている場合は、この限りでない。

(承継)

第18条 第10条第1項の規定による届出又は第12条第1項若しくは第16条第1項の規定による提出をした者から当該届出又は提出に係る大規模小売店舗を譲り受けた者は、当該大規模小売店舗に係る当該届出又は提出をした者の地位を承継する。

2 第10条第1項の規定による届出又は第12条第1項若しくは第16条第1項の規定による提出をした者について相続、合併又は分割(当該届出又は提出に係る大規模小売店舗を承継させるものに限る。)があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該大規模小売店舗を承継した法人は、当該届出又は提出をした者の地位を承継する。

(適用除外)

第 19 条 この章の規定は、大規模小売店舗が名古屋市に所在する場合は、適用しない。

2 所在市町村が、第 12 条から第 16 条までの規定と同等以上の効果を期待することができるものとして規則で定める条例を制定している市町村である場合は、これらの規定は、適用しない。

第 4 章 雑則

(規則への委任)

第 20 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 章及び次項の規定は、同年 7 月 1 日から施行する。
- 2 前項ただし書に規定する規定の施行の日前に第 10 条第 1 項、第 11 条第 1 項若しくは第 4 項、第 12 条第 1 項若しくは第 4 項（第 16 条第 3 項において準用する場合を含む。）、第 13 条第 1 項若しくは第 4 項、第 14 条第 1 項又は第 16 条第 1 項の規定（以下「第 10 条第 1 項等の規定」という。）による届出、説明会若しくは懇談会の開催、報告又は提出に準ずる手続その他の行為をすることを求める愛知県行政手続条例（平成 7 年愛知県条例第 28 号）第 34 条に規定する行政指導で知事が定めるものに従ってされた手続その他の行為（前項ただし書に規定する規定の施行の際、現に設置されている大規模小売店舗であってその建物内の店舗面積の合計が 3,000 m²以上のもの、新設が予定されている大規模小売店舗（その建物内の店舗面積等の合計が 3,000 m²以上のものに限る。）又はその建物内の店舗面積等の合計を 3,000 m²以上増加させる変更が予定されている大規模小売店舗に係るものに限る。）は、それぞれ第 10 条第 1 項等の規定によりされた手続その他の行為とみなす。

第 8 章 施行規則

商業者等による地域貢献活動の推進に関する条例施行規則

令和 6 年 5 月 10 日

規則第 41 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、商業者等による地域貢献活動の推進に関する条例（令和 6 年愛知県条例第 1 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(新設等の届出)

第 3 条 条例第 10 条第 1 項の規定による届出は、新設等届出書（様式第 1）によってしなければならない。

2 条例第 10 条第 1 項第 6 号の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 大規模小売店舗の敷地の面積、新設等（条例第 10 条第 1 項の規定による届出に係る新設又は変更をいう。以下同じ。）に係る土地の権利の内容及び現在の利用状況、大規模小売店舗の用に供される土地の属する都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項の地域地区並びに最寄りの駅との距離
- (2) 大規模小売店舗の建築面積、延べ面積及び建物構造
- (3) 大規模小売店舗において飲食店業を行うための店舗の用に供される床面積の合計
- (4) 大規模小売店舗において小売業（法第 2 条第 1 項に規定する小売業をいう。以下同じ。）を行う者の開店時刻及び閉店時刻
- (5) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称
- (6) 大規模小売店舗において営む小売業及び飲食店業に属する事業以外の事業の種類及び当該事業を行うための店舗の用に供される床面積の合計
- (7) 新設等に係る工事の着工予定日及び竣^{しゅん}工予定日
- (8) 駐車場の箇所数、自動車の出入口の数及び収容台数並びに大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成 19 年経済産業省告示 16 号）に定める計算式により算出した必要駐車台数
- (9) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
- (10) 駐輪場の収容台数
- (11) 荷さばき施設の面積並びに荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯及び商品の搬出入を行うための自動車の台数
- (12) 条例第 10 条第 2 項各号に掲げる届出をする日
- (13) 条例第 10 条第 3 項第 2 号の確認又は同項第 3 号若しくは第 4 号の許可を受けなければならないときは、それらの申請の日

3 条例第 10 条第 4 項の規則で定める書類は、次に掲げる事項を示す図面とする。

- (1) 大規模小売店舗の位置
- (2) 大規模小売店舗の商圈

- (3) 都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域
- (4) 大規模小売店舗の入出店の経路
- (5) 大規模小売店舗の周辺の住居の状況
- (6) 法第4条第2項第2号に規定する施設の配置

(新設等の取りやめの届出)

第4条 条例第10条第6項の規定による届出は、新設等取りやめ届出書(様式第2)によってしなければならない。

(説明会の開催等)

第5条 条例第11条第1項の規定による説明会は、できる限り地域住民の参集の便を考慮して開催の日時及び場所を定めなければならない。

2 条例第11条第4項の規定による報告は、同条第1項の規定による説明会を開催した日(当該説明会を開催することができなかつた場合には、当該説明会の開催を予定していた日又は同条第3項後段の周知をさせる措置をとった日のいずれか遅い日)の翌日から起算して14

日以内に、^{説明会}懇談会結果報告書(様式第3)によってしなければならない。

(地域貢献計画の作成等)

第6条 条例第12条第1項及び第16条第1項の規定による地域貢献計画の作成並びに条例第12条第4項(条例第16条第3項において準用する場合を含む。)の規定による地域貢献計画の変更は、地域貢献(変更)計画書(様式第4)によってしなければならない。

(意見聴取の状況を記載した書面の提出)

第7条 条例第12条第1項の規定による意見の聴取の状況を記載した書面の提出は、意見聴取状況報告書(様式第5)によってしなければならない。

(懇談会の開催等)

第8条 第5条の規定は、条例第13条第4項の規定による懇談会について準用する。この場合において、第5条第2項中「条例第11条第4項」とあるのは、「条例第13条第4項」と読み替えるものとする。

(地域貢献活動の実施状況の報告)

第9条 条例第14条第1項の規定による報告は、地域貢献計画の計画期間に属する年度の翌年度の5月31日までに、地域貢献活動実施状況報告書(様式第6)によってしなければならない。

(撤退等の届出)

第10条 条例第17条第1項の規定による届出は、撤退等届出書(様式第7)によってしなければならない。

2 条例第17条第4項の規定による届出は、非該当届出書(様式第8)によってしなければならない。

附 則

この規則は、令和6年7月1日から施行する。

第9章 運用要綱

商業者等による地域貢献活動の推進に関する条例運用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、商業者等による地域貢献活動の推進に関する条例（令和6年愛知県条例第1号。以下「条例」という。）の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(市町村が実施する施策)

第2条 条例第5条の規定による市町村が実施する商業者等による地域貢献活動の推進に関する施策は、総合的なまちづくりに関する事業のほか、商業者等による地域貢献活動の推進に関する基本理念・関係手続等を定める条例・指針等の策定を含むものとする。

(地域貢献活動例)

第3条 知事は、条例第8条第1項の規定による商業者等による地域貢献活動の推進に関する取組に資するよう、地域貢献活動例を示すものとする。

(新設等の届出に係る知事の意見)

第4条 知事は、条例第10条第1項の規定による届出があったときは、必要に応じ、当該届出をした者（以下「新設者等」という。）に対し、当該届出の内容又は地域貢献活動の実施に係る意見を書面により述べるものとする。

(市町村等への情報の提供)

第5条 新設者等は、条例第10条第1項の規定による届出に当たり、当該届出に係る大規模小売店舗の所在地の属する市町村（以下「所在市町村」という。）及び店舗が所在する地域の地域商業関係団体（以下「所在地域商業関係団体」という。）への情報の提供を行うよう努めなければならない。

(説明会の開催方法等)

第6条 条例第11条第1項の規定による説明会は、次に掲げる事項に留意して開催するものとする。

- (1) 平日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日又は土曜日（以下「休日等」という。）以外の日をいう。）の原則午後7時以降又は休日等に、十分な人数を収容することができる施設で開催すること。
- (2) 新設者等が運営すること。
- (3) 新設者等が出席し、説明を行うこと。
- (4) 新設者等は、参加者の質問に対して誠意をもって回答すること。
- (5) 説明会の開催回数は原則1回とすること。ただし、大規模小売店舗の立地がその周辺の地域の生活環境に与える影響が特に大きいと認められるものを新設等する場合等にあつては、複数回開催するよう努めること。
- (6) 説明会の開催日時及び場所の決定は、県及び所在市町村と協議の上で決定すること。

2 条例第11条第1項の規定による説明会は、条例第10条第1項の規定による届出の内容を地域住民に周知するために行うものであって、小売業の地域的な需給状況を勘案して調整するために行うものではない。

(説明会の周知方法等)

第7条 条例第11条第2項の規定による説明会の開催の周知は、大規模小売店舗の敷地境界

から少なくとも2キロメートルの範囲を対象として、原則として、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙4紙に、説明会の開催案内を掲載する方法又は説明会の開催案内を掲載したチラシの折込みの方法により行うものとする。

- 2 新設者等は、条例第11条第2項の規定による説明会の開催の周知をする際には、近隣の学校、所在地域商業関係団体等に対しても周知するよう努めるものとする。

(説明会の開催状況の報告の添付書類)

第8条 条例第11条第4項の規定による報告をするときは、説明会の開催を周知したことを証するもの及び説明会において配布した資料を添付するものとする。

- 2 条例第11条第3項の規定による説明会を開催することができないときにおいて、文書を配布すること等により届出内容を周知させた場合は、前項中「説明会の開催を周知したことを証するもの」とあるのは「届出内容を周知させたことを証するもの」と、「説明会において配布した資料」とあるのは「届出内容を周知させるために配布した文書等」と読み替える。

(現地連絡会議)

第9条 新設者等は、条例第10条第1項の規定による届出後、原則2か月以内に事前協議を行うことを目的として県が開催する現地連絡会議に出席するとともに、当該届出に関する説明を行うものとする。

- 2 前項の規定による現地連絡会議は所在市町村で開催するものとする。

- 3 第1項の規定による現地連絡会議の参加者は、所在市町村の関係部局、県の出先機関及び所轄警察署並びに近隣市町村(店舗の商圈が他の市町村に及ぶ場合における当該市町村をいう。)とする。

- 4 知事は、第1項の規定による現地連絡会議においてとりまとめた結果を新設者等及び参加者に通知するものとする。

- 5 第1項の規定による現地連絡会議においては、条例第12条第3項の規定による地域貢献計画の作成に係る所在市町村への意見の聴取についても行うものとする。

(県庁内連絡会議)

第10条 新設者等は、条例第10条第1項の規定による届出後、原則2か月以内に事前協議を行うことを目的として県が参加者の求めに応じて開催する県庁内連絡会議に出席するとともに、当該届出に関する説明を行うものとする。

- 2 前項の規定による県庁内連絡会議の参加者は、愛知県大規模小売店舗立地法運用要綱に定める大規模小売店舗立地法庁内連絡会議の構成員とする。

- 3 知事は、第1項の規定による県庁内連絡会議においてとりまとめた結果を新設者等及び参加者に通知するものとする。

(地域貢献計画の作成に当たって留意する事項)

第11条 条例第12条第1項の規定による地域貢献計画の作成に当たっては、次に掲げる事項に留意するよう努めなければならない。

(1) 第4条の規定による知事の意見が述べられたときは、これを勘案すること。

(2) 大規模小売店舗を設置する者と当該大規模小売店舗において事業を営む者との協力体制の確立を行うこと。

(3) 地域貢献計画には、撤退等を行うこととなった場合を想定し、あらかじめ、その対応を

記載すること。

(地域貢献対照表の作成等)

第12条 条例第12条第1項の規定により地域貢献計画を提出する者は、地域貢献計画の作成と併せて、地域貢献対照表(別記様式第1)を作成し、知事に提出しなければならない。

2 条例第16条第1項の規定により地域貢献計画を提出する者は、地域貢献計画の作成と併せて、地域貢献対照表(別記様式第1)を作成し、知事に提出するよう努めなければならない。

3 知事は、前2項による提出があったときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その内容を公表するものとする。

(地域貢献計画の作成に係る意見の聴取)

第13条 条例第12条第3項及び第16条第2項の規定による意見の聴取は、地域貢献活動に係る所在市町村及び次項に規定する地域商業関係団体の意見、要望等を新設者等が把握するために行うものであって、小売業の地域的な需給状況を勘案して調整するために行うものではない。

2 条例第12条第3項及び第16条第2項の規定による地域商業関係団体は、店舗の所在する地域に応じて、愛知県商店街振興組合連合会又は店舗の所在する地域を地区とする各商工会とする。

3 条例第12条第3項の規定による意見の聴取は、地域貢献計画作成シート(別記様式第2)を意見の聴取の相手方に提出した上で行うものとする。

4 新設者等は、条例第12条第3項及び第16条第2項の規定による意見の聴取により聴取した意見を地域貢献計画の内容に反映するよう努めるものとする。

(懇談会についての準用)

第14条 第6条から第8条までの規定は、条例第13条第1項の規定による懇談会について準用する。この場合において、当該懇談会は、大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第7条第1項の規定による説明会と併せて開催することを妨げない。

(地域貢献活動の実施状況の報告に係る意見の聴取)

第15条 条例第15条の規定による意見の聴取は、条例第12条第1項及び同条第4項(条例第16条第3項において準用する場合を含む。)並びに条例第16条第1項の規定による地域貢献計画の計画期間の中間年度に相当する年度に係る条例第14条第1項の規定による報告の内容について、当該報告を受けた日の属する年度に、地域貢献活動実施状況確認シート(別記様式第3)により行うものとする。

(既存の一定の大規模小売店舗に係る手続)

第16条 条例附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日において現に存する店舗面積(法第2条第1項に規定する店舗面積をいう。)の合計が3,000㎡以上の大規模小売店舗を設置する者(条例附則第2項の規定により、条例第10条第1項の規定による届出をしたものとみなされる者を除く。)は、法第6条第1項若しくは同条第2項、法第11条第3項又は法附則第5条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)の届出をするときは、その都度、地域貢献活動報告書(別記様式第4)により、地域貢献活動の実施の状況を知事に報告しなければならない。ただし、同一年度に2回以上の報告は不要とする。

2 知事は、前項の規定による報告があったときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その概要を公表するものとする。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、商業者等による地域貢献活動の推進に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年7月1日から施行する。
- 2 愛知県商業・まちづくりガイドライン（平成19年10月）（以下「ガイドライン」という。）は、廃止する。
- 3 条例附則第2項の愛知県行政手続条例（平成7年愛知県条例第28号）第34条に規定する行政指導で知事が定めるものに従ってされた手続その他の行為とは、別表の左欄に掲げる手続その他の行為とする。この場合において、同項によりみなされる手続その他の行為はそれぞれ同表の右欄に掲げる手続その他の行為とする。

別表

ガイドラインに従ってされた手続その他の行為	みなされる手続その他の行為
出店概要書の提出 (ガイドライン3(2)ア(ウ))	条例第10条第1項の規定による新設等の届出
地域説明会の開催 (ガイドライン3(2)ア(エ))	条例第11条第1項の規定による説明会の開催
地域説明会結果報告書の提出 (ガイドライン3(2)ア(エ))	条例第11条第4項の規定による説明会の開催の状況の報告
地域貢献計画書の提出 (ガイドライン3(2)イ(イ))	条例第12条第1項の規定による地域貢献計画の作成及び提出
地域貢献計画書の変更 (ガイドライン3(2)イ(イ))	条例第12条第4項の規定による地域貢献計画の変更
地域貢献懇談会の開催 (ガイドライン3(2)イ(ウ))	条例第13条第1項の規定による懇談会の開催
地域貢献懇談会結果報告書の提出 (ガイドライン3(2)イ(ウ))	条例第13条第4項の規定による懇談会の開催の状況の報告
地域貢献実施状況報告書の提出 (ガイドライン3(2)イ(エ))	条例第14条第1項の規定による地域貢献活動の実施の状況の報告
次期の地域貢献計画書の提出 (ガイドライン3(2)イ(イ))	条例第16条第1項の規定による次期地域貢献計画の作成及び提出

第 10 章 様式集及び記載例

- 施行規則及び運用要綱で規定し、この手引きの本文中に掲げる各種様式は、次のページ以降の通りです。

- これら各種様式に基づいて、それぞれ定める期限までに県に提出又は報告等をしてください。

- 様式は、県商業流通課の Web サイトからダウンロードすることができます。

新設等届出書

年 月 日

愛知県知事 殿

氏名又は名称及び法人にあつては
その代表者の氏名

住 所

商業者等による地域貢献活動の推進に関する条例第10条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

大規模小売店舗の概要	店舗の名称			所在地				
	新設等予定年月日	年 月 日						
	立地場所の概要	敷地面積	m ²	土地の権利状況			土地の現在の利用状況	
		地域地区:	最寄りの駅との距離		駅 m			
	建築面積	m ²	延べ面積	m ²	建物構造			
	店舗面積 (①)	m ²		(増加の場合は増加前と増加後の面積を記載してください。)				
	飲食店業を行うための店舗の用に供される床面積 (②)	m ²						
	合計 (① + ②)	m ²						
	開店時刻	時 分		閉店時刻	時 分			
	小売業を行う者の氏名又は名称							
	小売業又は飲食店業以外の事業の種類及び床面積	事業の種類		床面積	合計			
				m ²	m ²			
	工事着工予定年月日	年 月 日		竣工予定年月日	年 月 日			
駐車場	駐車場の箇所数	箇所		自動車出入口の数	箇所			
	収容台数	台		指針計算式による台数	台			
	来客が駐車場を利用することができる時間帯	時 分 ~ 時 分						
駐輪場	収容台数	台						
荷さばき施設	施設面積	m ²	可能時間帯	時 分 ~ 時 分				
	商品の搬出入を行うための自動車台数	台/日						
大規模小売店舗立地法届出日(予定)				建築確認申請日(予定)				
開発許可申請日(予定)				農地転用許可申請日(予定)				
地域貢献活動の実施に関する基本的な方針								

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第1 (第3条関係)

新設等届出書

令和〇年 〇月 〇日

愛知県知事殿

株式会社 ○○○○
 代表取締役 ○○○○
 愛知県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

商業者等による地域貢献活動の推進に関する条例第10条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

大規模小売店舗の概要	店舗の名称	○○○ △△店	所在地	愛知県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地 外〇筆			
	新設等予定年月日	令和〇年 〇月 〇日					
	立地場所の概要	敷地面積	〇,〇〇〇㎡	土地の権利状況	自己所有	土地の現在の利用状況	更地
		地域地区	近隣商業地域	最寄りの駅との距離	〇〇駅 〇〇〇m		
	建築面積	〇,〇〇〇㎡	延べ面積	〇,〇〇〇㎡	建物構造	鉄筋コンクリート造〇階建	
	店舗面積(①)	〇,〇〇〇㎡		(増加の場合は増加前と増加後の面積を記載してください。)			
	飲食店業を行うための店舗の用に供される床面積(②)	〇〇〇㎡					
	合計(①+②)	〇,〇〇〇㎡					
	開店時刻	午前〇時 〇〇分		閉店時刻	午後〇時 〇〇分		
	小売業を行う者の氏名又は名称	株) ○○○○			株) △△△		
	小売業又は飲食店業以外の事業の種類及び床面積	事業の種類		床面積	合計		
		クリーニング		〇〇〇㎡	〇〇〇㎡		
		ジム		〇〇〇㎡			
工事着工予定年月日	令和〇年 〇月 〇日	竣工予定年月日	令和〇年 〇月 〇日				
駐車場	駐車場の箇所数	〇箇所	自動車出入口の数	〇箇所			
	収容台数	〇〇〇台	指針計算式による台数	〇〇〇台			
	来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前〇時〇〇分 ~ 午後〇時〇〇分					
駐輪場	収容台数	〇〇台					
荷さばき施設	施設面積	〇〇〇㎡	可能時間帯	午前〇時〇〇分~午後〇時〇〇分			
	商品の搬出入を行うための自動車台数	〇〇台/日					
大規模小売店舗立地法届出日(予定)	令和〇年〇月〇〇日		建築確認申請日(予定)	-			
開発許可申請日(予定)	-		農地転用許可申請日(予定)	-			
地域貢献活動の実施に関する基本的な方針	○○○○○・・・ ○○○○○・・・						

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

新設等取りやめ届出書

年 月 日

愛知県知事 殿

氏名又は名称及び法人にあつては
その代表者の氏名

住 所

商業者等による地域貢献活動の推進に関する条例第10条第6項の規定により、次のとおり届け出ます。

大規模小売店舗の名称	
大規模小売店舗の所在地	
新設等届出年月日	年 月 日
取りやめの理由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第2（第4条関係）

新設等取りやめ届出書

令和〇年 〇月 〇日

愛知県知事殿

株式会社 ○○○○
 代表取締役 ○○○○
 愛知県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

事業者等による地域貢献活動の推進に関する条例第10条第6項の規定により、次のとおり届け出ます。

大規模小売店舗の名称	○○○ △△店
大規模小売店舗の所在地	愛知県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地 外〇筆
新設等届出年月日	令和〇年 〇月 〇日
取りやめの理由	○○○○○のため。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第3（第5条、第8条関係）

説明会
懇談会 結果報告書

年 月 日

愛知県知事 殿

氏名又は名称及び法人にあつては
その代表者の氏名

住 所

商業者等による地域貢献活動の推進に関する条例 第11条第4項 第13条第4項 の規定により、次のとおり報告します。

大規模小売店舗の名称	
大規模小売店舗の所在地	
開催日時	
開催場所	
説明者	
開催の周知方法	
出席者数	名
質疑応答の状況	
その他	

注 説明会（懇談会）における配布資料その他参考となる資料を添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第3（第5条、第8条関係）

説 明 会
~~懇 談 会~~ 結 果 報 告 書

令和〇年 〇月 〇日

愛知県知事 殿

株式会社 ○○○○
 代表取締役 ○○○○
 愛知県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

商業者等による地域貢献活動の推進に関する条例 ~~第13条第4項~~ 第11条第4項の規定により、次のとおり報告します。

大規模小売店舗の名称	○○○ △△店
大規模小売店舗の所在地	愛知県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地 外〇筆
開催日時	令和〇年〇月〇日（〇）午後〇時
開催場所	〇〇市立〇〇町公民館
説明者	〇〇ビル開発（株）〇〇部〇〇課長 ○○○○
開催の周知方法	令和〇年〇月〇日（〇）に新聞（中日、朝日、毎日、読売）折り込みチラシにより周知
出席者数	〇〇名
質疑応答の状況	(意見) ○○○○○ (回答) △△△△△ (意見) ○○○○○ (回答) △△△△△
その他	特になし

注 説明会（懇談会）における配布資料その他参考となる資料を添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

地域貢献（変更）計画書

年 月 日

愛知県知事 殿

氏名又は名称及び法人にあつては
その代表者の氏名

住 所

第 1 2 条 第 1 項
商業者等による地域貢献活動の推進に関する条例 第12条第4項（同条例第16条第3項において準用する場合を含む。）
第 1 6 条 第 1 項

の規定により、次のとおり提出します。

1 店舗の概要

大規模小売店舗の名称		
大規模小売店舗の所在地		
店舗面積（①）	m ²	（増加の場合は増加前と増加後の面積を記載してください。）
飲食店業の用に供する床面積（②）	m ²	
合計（①＋②）	m ²	
小売業を行う者の氏名又は名称及び販売する物品の種類		
小売業以外の事業の種類		

2 地域貢献活動の実施に関する方針及び計画の期間

地域貢献活動の実施に関する方針	
計画の期間	年 月 日から 年 月 日まで

3 地域貢献計画の内容

項 目	細 目	地 域 貢 献 活 動 の 内 容	実 施 時 期	予 定 回 数

注1 「項目」の欄及び「細目」の欄には、別に定める地域貢献活動例に掲げる項目及び細目を記載すること。

注2 「地域貢献活動の内容」の欄、「実施時期」の欄及び「予定回数」の欄は、可能な限り具体的に記載すること。

注3 変更の場合(条例第12条第4項(条例第16条第3項において準用する場合を含む。))は、変更箇所の下線を引くこと。

地域貢献 担当窓口	担当部署名	
	電 話	
	F A X	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第4（第6条関係）

地域貢献（変更）計画書

令和〇年 〇月 〇日

愛知県知事 殿

株式会社 ○○○○

代表取締役 ○○○○

愛知県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

第 1 2 条 第 1 項
 事業者等による地域貢献活動の推進に関する条例 ~~第12条第4項（同条例第16条第3項において準用する場合を含む。）~~
~~第 1 6 条 第 1 項~~

の規定により、次のとおり提出します。

1 店舗の概要

大規模小売店舗の名称	○○○ △△店	
大規模小売店舗の所在地	愛知県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地 外〇筆	
店舗面積（①）	〇,〇〇〇㎡	（増加の場合は増加前と増加後の面積を記載してください。）
飲食店業の用に供する床面積（②）	〇〇〇㎡	
合計（①＋②）	〇,〇〇〇㎡	
小売業を行う者の氏名又は名称及び販売する物品の種類	○○フーズ株式会社 食料品、衣料品 ○○薬局株式会社 医薬品、日用雑貨 ○○書店株式会社 書籍	
小売業以外の事業の種類	飲食店、クリーニング	

2 地域貢献活動の実施に関する方針及び計画の期間

地域貢献活動の実施に関する方針	○○株式会社は、地域に密着した企業として、出店地域の○○、○○を念頭に「地域貢献」に努めて参ります。 ○○○△△店においては、特に、○○○について、○○○○をモットーに○○○○○を心掛け、地域の皆様に○○○○○していただけるよう、○○と○○のある店舗づくりに努力して参ります。
計画の期間	令和〇年〇月〇日から 令和〇年〇月〇日まで

5年度間の計画としてください。始期は新設の場合は開店日、それ以外は4/1。終期は3/31となります。

3 地域貢献計画の内容

項 目	細 目	地 域 貢 献 活 動 内 容	実 施 時 期	予 定 回 数
1 地域づくり の取組への協 力	②地域商業関係団 体への加入	〇〇商店街振興組合への加 入	〇年〇月	継続加入
	⑥地域特産品の積 極的なPRと販売 促進	PR及び販売コーナーを設 け、直販フェアを実施 【愛知〇〇スーパー】	月 1 回第2日曜 日	年 12 回
	⑧買物弱者対策へ の協力	ネット宅配サービスの実施 【愛知〇〇スーパー】	日曜・年始除く 毎日	年約 310 日
	⑨その他地域づく り等への協力	地域住民の活動の場として のイベントスペースの提供	〇年〇月から 随時	年〇日程度を 想定
2 地域雇用確 保への協力	①地域及び県内か らの雇用の促進	従業員の地域からの優先的 な採用	随時雇用	随時雇用
3 防犯・青少 年非行防止対 策の推進	①店舗内及び敷地 内における防犯対 策の実施	見通しを確保した商品陳 列、防犯カメラの設置及び 制服警備員による警備の強 化	毎日	毎日
	⑤その他地域防犯 等への協力	地域で行われる防犯パト ロールへの参加	月 1 回第〇月曜 日	年 12 回
4 地域防災へ の協力	④防災訓練等への 参加・協力	地域で実施される防災訓練 への参加・協力	毎年〇月	年 1 回
6 環境対策の 推進	②ノーレジ袋・ト レイ削減、包装の 簡素化等、廃棄物 抑制対策の実施、 リサイクル対策の 実施	・ノーレジ袋やトレイ削減 の推進 ・リサイクル品回収ボック スの設置や分別排出・分別 収集・再商品化の徹底	毎日	毎日
	③環境美化対策の 実施・協力	店舗周辺の環境美化活動の 定期的な実施	毎月第〇火曜日	年 12 回
7 核テナント 撤退や店舗閉 鎖時の対策	①早期の情報開 示・提供	撤退やその後の対応に関す る早期情報開示、地域住 民・市町村への十分な情報 提供	適時対応	適時対応

注1 「項目」の欄及び「細目」の欄には、別に定める地域貢献活動例に掲げる項目及び細目を記載すること。

注2 「地域貢献活動の内容」の欄、「実施時期」の欄及び「予定回数」の欄は、可能な限り具体的に記載すること。

注3 変更の場合(条例第12条第4項(条例第16条第3項において準用する場合を含む。))は、変更箇所を下線を引くこと。

地域貢献 担当窓口	担当部署名	〇〇株式会社〇〇部〇〇課
	電 話	〇〇〇〇—〇〇—〇〇〇〇
	F A X	〇〇〇〇—〇〇—〇〇〇〇

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

意見聴取状況報告書

年 月 日

愛知県知事 殿

氏名又は名称及び法人にあつては
その代表者の氏名

住 所

商業者等による地域貢献活動の推進に関する条例第12条第1項の規定により、次のとおり提出します。

大規模小売店舗の名称	
大規模小売店舗の所在地	
意見を聴取した団体の名称 (市町村・地域商業関係団体)	
意見聴取状況のあらまし	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第6（第9条関係）

地域貢献活動実施状況報告書（ 年度分）

年 月 日

愛知県知事 殿

氏名又は名称及び法人にあつては
その代表者の氏名

住 所

商業者等による地域貢献活動の推進に関する条例第14条第1項の規定により、次のとおり報告します。

1 店舗の概要

大規模小売店舗の名称	
大規模小売店舗の所在地	

2 地域貢献活動の実施に関する方針及び計画の期間

地域貢献活動の実施に関する方針	
計画の期間	年 月 日から 年 月 日まで

3 地域貢献活動の実施状況

項目	細目	地域貢献活動の内容	実施時期	実施回数等

注1 「項目」の欄、「細目」の欄及び「地域貢献活動の内容」の欄は、地域貢献計画書に記載したものと同様に記載すること。

注2 「実施時期」の欄及び「実施回数等」の欄は、具体的に記載すること。補足事項は「実施回数等」の欄に記載すること。

注3 実施予定のあった地域貢献活動で、実施しなかったものについては、「実施時期」の欄に「未実施」と記載すること。

4 重点的に実施した地域貢献活動の内容の詳細

--

注 重点的に実施した地域貢献活動の内容について、その詳細を記載すること。地域貢献活動の状況が分かる写真、参考資料等があれば適宜添付すること。

地域貢献 担当窓口	担当部署名	
	電 話	
	F A X	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第6（第9条関係）

地域貢献活動実施状況報告書（令和〇年度分）

令和〇年 〇月 〇日

愛知県知事 殿

株式会社 ○○○○

代表取締役 ○○○○

愛知県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

商業者等による地域貢献活動の推進に関する条例第14条第1項の規定により、次のとおり報告します。

1 店舗の概要

大規模小売店舗の名称	○○○ △△店
大規模小売店舗の所在地	愛知県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地 外〇筆

2 地域貢献活動の実施に関する方針及び計画の期間

地域貢献活動の実施に関する方針	<p>○○株式会社は、地域に密着した企業として、出店地域の○○、○○を念頭に「地域貢献」に努めて参ります。</p> <p>○○○△△店においては、特に、○○○について、○○○○をモットーに○○○○を心掛け、地域の皆様に○○○○していただけるよう、○○と○○のある店舗づくりに努力して参ります。</p>
計画の期間	令和〇年〇月〇日から 令和〇年〇月〇日まで

3 地域貢献活動の実施状況

項目	細目	地域貢献活動内容	実施時期	実施回数等
1 地域づくりの取組への協力	②地域商業関係団体への加入	○○商店街振興組合への加入	〇年〇月	継続加入
	⑥地域特産品の積極的なPRと販売促進	PR及び販売コーナーを設け、直販フェアを実施 【愛知〇〇スーパー】	月1回第2日曜日	年12回
	⑧買物弱者対策への協力	ネット宅配サービスの実施 【愛知〇〇スーパー】	日曜・年始除く毎日	年310日
	⑨その他地域づくり等への協力	地域住民の活動の場としてのイベントスペースの提供	〇年〇月から随時	年〇日
2 地域雇用確保への協力	①地域及び県内からの雇用の促進	従業員の地域からの優先的な採用	随時雇用	随時雇用
3 防犯・青少年非行防止対策の推進	①店舗内及び敷地内における防犯対策の実施	見通しを確保した商品陳列、防犯カメラの設置及び制服警備員による警備の強化	毎日	毎日

	⑤その他地域防犯等への協力	地域で行われる防犯パトロールへの参加	月1回第〇月曜日	年12回
4 地域防災への協力	④防災訓練等への参加・協力	地域で実施される防災訓練への参加・協力	〇月〇日	年1回
6 環境対策の推進	②ノーレジ袋・トレイ削減、包装の簡素化等、廃棄物抑制対策の実施、リサイクル対策の実施	・ノーレジ袋やトレイ削減の推進 ・リサイクル品回収ボックスの設置や分別排出・分別収集・再商品化の徹底	毎日	毎日
	③環境美化対策の実施・協力	店舗周辺の環境美化活動の定期的な実施	毎月第〇火曜日	年12回
7 核テナント撤退や店舗閉鎖時の対策	①早期の情報開示・提供	撤退やその後の対応に関する早期情報開示、地域住民・市町村への十分な情報提供	適時対応	適時対応

注1 「項目」の欄、「細目」の欄及び「地域貢献活動の内容」の欄は、地域貢献計画書に記載したものと同様に記載すること。

注2 「実施時期」の欄及び「実施回数等」の欄は、具体的に記載すること。補足事項は「実施回数等」の欄に記載すること。

注3 実施予定のあった地域貢献活動で、実施しなかったものについては、「実施時期」の欄に「未実施」と記載すること。

4 重点的に実施した地域貢献活動の内容の詳細

<p>地域の特産品である〇〇について、〇〇〇という声があったため、〇〇〇と連携し、月1回定期的にPR及び販売コーナーを設け、直販フェアを実施した。特に〇〇については、普段は〇〇でしか買えないものであるため、大変好評であった。</p> <p>地域住民の活動の場としてのイベントスペースの提供については、〇年〇月から開始し、地域の皆様に〇〇、〇〇、〇〇、〇〇などの発表の場として活用していただき、〇〇〇という声があり、大変好評であった。</p> <p>毎月第〇火曜日に実施している環境美化については、地域の皆様から〇〇と声をかけられるなど好評であった（活動風景は別添の写真のとおり）。〇〇自治区の皆様が実施している第〇曜日の環境美化活動と合同でできないかという声があったため、合同実施に向けて検討する。</p> <p>また、計画にはないが、〇〇地域のまちづくりプラットフォームである〇〇に当店の副店長が参加し、年〇回、〇〇地域の〇〇について意見交換した。</p>

注 重点的に実施した地域貢献活動の内容について、その詳細を記載すること。地域貢献活動の状況が分かる写真、参考資料等があれば適宜添付すること。

地域貢献 担当窓口	担当部署名	〇〇株式会社〇〇部〇〇課
	電 話	〇〇〇〇—〇〇—〇〇〇〇
	F A X	〇〇〇〇—〇〇—〇〇〇〇

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

撤退等届出書

年 月 日

愛知県知事 殿

氏名又は名称及び法人にあつては
その代表者の氏名

住 所

事業者等による地域貢献活動の推進に関する条例第17条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

大規模小売店舗の名称	
大規模小売店舗の所在地	
撤退等予定年月日	年 月 日
撤退等の理由	
撤退等に当たって講ずる措置	
休止の予定期間	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

非該当届出書

年 月 日

愛知県知事 殿

氏名又は名称及び法人にあつては
その代表者の氏名

住 所

事業者等による地域貢献活動の推進に関する条例第17条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

大規模小売店舗の名称			
大規模小売店舗の所在地			
店舗面積 (①)	(減少前)	m ²	
	(減少後)	m ²	
飲食店業の用に 供する床面積 (②)	(減少前)	m ²	
	(減少後)	m ²	
合計 (① + ②)	(減少前)	m ²	
	(減少後)	m ²	
非該当となった理由 (減 少 理 由)			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

地 域 貢 献 対 照 表

年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

氏名又は名称及び法人にあつては
その代表者の氏名

住所

商業者等による地域貢献活動の推進に関する条例運用要綱^{第 12 条第 1 項}
^{第 12 条第 2 項}の規定により、

次のとおり提出します。

記

- 1 大規模小売店舗の概要
 - (1) 大規模小売店舗の名称
 - (2) 大規模小売店舗の所在地

- 2 対照表
別紙のとおり

別記様式第 1

地 域 貢 献 対 照 表

令和〇〇年〇〇月〇〇日

愛 知 県 知 事 殿

氏名又は名称及び法人にあつては
その代表者の氏名

〇〇ビル開発株式会社

代表取締役 愛知 太郎

住所 名古屋市〇〇区〇〇一丁目 1 番地

事業者等による地域貢献活動の推進に関する条例運用要綱^{第 12 条第 1 項}~~第 12 条第 2 項~~の規定により、

次のとおり提出します。

記

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称

愛知ショッピングセンター

(2) 大規模小売店舗の所在地

〇〇市〇〇町 1 番地

2 対照表

別紙のとおり

(別紙)対照表

項 目	細 目	地域貢献活動内容	地域の期待	計画
1 地域づくりの取組への協力	②地域商業関係団体への加入	〇〇商店街振興組合への加入	○	○
	⑥地域特産品の積極的なPRと販売促進	PR及び販売コーナーを設け、直販フェアを実施 【愛知〇〇スーパー】		○
	⑧買物弱者対策への協力	ネット宅配サービスの実施 【愛知〇〇スーパー】		○
	⑨その他地域づくり等への協力	地域住民の活動の場としてのイベントスペースの提供	○	○
2 地域雇用確保への協力	①地域及び県内からの雇用の促進	従業員の地域からの優先的な採用	○	○
3 防犯・青少年非行防止対策の推進	①店舗内及び敷地内における防犯対策の実施	見通しを確保した商品陳列、防犯カメラの設置及び制服警備員による警備の強化		○
	⑤その他地域防犯等への協力	地域で行われる防犯パトロールへの参加	○	○
4 地域防災への協力	④防災訓練等への参加・協力	地域で実施される防災訓練への参加・協力	○	○
6 環境対策の推進	②ノーレジ袋・トレイ削減、包装の簡素化等、廃棄物抑制対策の実施、リサイクル対策の実施	・ノーレジ袋やトレイ削減の推進 ・リサイクル品回収ボックスの設置や分別排出・分別収集・再商品化の徹底		○
	③環境美化対策の実施・協力	店舗周辺環境美化活動の定期的な実施	○	○
	⑦その他環境対策に関する取組	雨水貯留施設の設置	○	
7 核テナント撤退や店舗閉鎖時の対策	①早期の情報開示・提供	撤退やその後の対応に関する早期情報開示、地域住民・市町村への十分な情報提供		○

注1 「項目」の欄及び「細目」の欄には、別に定める地域貢献活動例に掲げる項目及び細目から該当する地域貢献活動事例の内容を記入してください。

注2 「地域貢献活動内容」の欄には、活動内容を具体的に記入してください。

注3 「地域の期待」の欄には、地域貢献活動内容について、市町村及び地域商業関係団体が期待するものに該当するものに「○」印を記載してください。

注4 「計画」の欄には、地域貢献活動内容について、大規模小売店舗が実施を計画するものに「○」印を記載してください。

地域貢献計画作成シート

年 月 日

所在市町村長殿

地域商業関係団体の長殿

氏名又は名称及び法人にあつては
その代表者の氏名

住所

商業者等による地域貢献活動の推進に関する条例運用要綱第13条第3項の規定により、次のとおり提出します。

記

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称

(2) 大規模小売店舗の所在地

(3) 大規模小売店舗の規模

①店舗面積 m^2 (増床にあつては増床前と増床後の面積を記入)

②延べ面積 m^2 (増床にあつては増床前と増床後の面積を記入)

(4) 施設の概要

①小売業を行う者の名称、販売する物品の種類

②小売店舗以外の施設の種類の種類

2 地域貢献活動の概要

(1) 地域貢献に対する方針・考え方

(2) 地域貢献活動の期間(5年間)

年 月 日から 年 月 まで

(3) 地域貢献活動のうち特に力を入れたい活動内容の検討

項 目	細 目	検 討 中 の 地 域 貢 献 活 動 内 容	実 施 時 期	予 定 回 数 等

注 項目及び細目には別表地域貢献活動事例一覧の内容を記入。

活動内容は可能な限り具体的に記入。(特に力を入れたい活動のみの抽出で可)

(4) 活動内容の具体化に向けた検討状況

項目・ 細目	具体化に向けた検討内容や課題、 地域や地元商店街との連携の可能性、地域について知りたい情報など

注 (3)に記載した活動の具体化に向けた検討内容等を記入。

地 域 貢 献 担 当 窓 口	担 当 部 署 名	
	電 話	
	F A X	

別記様式第2

地域貢献計画作成シート

令和〇〇年〇〇月〇〇日

所在市町村長殿

地域商業関係団体の長殿

〇〇ビル開発株式会社

代表取締役 愛知 太郎

名古屋市〇〇区〇〇一丁目1番地

商業者等による地域貢献活動の推進に関する条例運用要綱第13条第3項の規定により、次のとおり提出します。

記

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称 愛知ショッピングセンター

(2) 大規模小売店舗の所在地 〇〇市〇〇町1番地

(3) 大規模小売店舗の規模

①店舗面積 10,000 m² (増床にあつては増床前と増床後の面積を記入)

②延べ面積 26,000 m² (増床にあつては増床前と増床後の面積を記入)

(4) 施設の概要

①小売業を行う者の名称、販売する物品の種類

〇〇フーズ株式会社 食料品、衣料品

〇〇薬局株式会社 医薬品、日用雑貨

〇〇書店株式会社 書籍

株式会社〇〇屋 衣料品、雑貨

②小売店舗以外の施設の種類の種類

レンタル、クリーニング、飲食店

2 地域貢献活動の概要

(1) 地域貢献に対する方針・考え方

〇〇株式会社は、地域に密着した企業として、出店地域の〇〇、〇〇を念頭に「地域貢献」に努めて参ります。愛知ショッピングセンターにおいては、特に、〇〇〇〇について、〇〇〇〇をモットーに〇〇〇〇〇〇を心掛け、地域の皆様に〇〇〇〇〇〇していただけるよう、〇〇と〇〇のある店舗づくりに努力して参ります。

地域貢献に対する会社の基本理念について記入してください。

(2) 地域貢献活動の期間 (5年間)

令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日まで

開店日(更新時は4月1日)から5年度後の3月31日までとしてください。

(3) 地域貢献活動のうち特に力を入れたい活動内容の検討

項 目	細 目	検 討 中 の 地 域 貢 献 活 動 内 容	実 施 時 期	予 定 回 数 等
1 地域づくり の取組への協 力	⑥地域特産品の積極 的なPRと販売促進	PR及び販売コーナーを設 け、直販フェアを実施 【愛知〇〇スーパー】	通年 第2金曜、 土曜、日曜	年36回
1 地域づくり の取組への協 力	⑧買物弱者対策への 協力	ネット宅配サービスの充実 【愛知〇〇スーパー】	通年 日曜、年始 を除く毎日	年約300回
1 地域づくり の取組への協 力	⑨その他地域づくり 等への協力	地域住民の活動の場として のイベントスペースの提供	通年 希望があり 次第調整	閑散期の年6 回程度

注 項目及び細目には別表地域貢献活動事例一覧の内容を記入。

活動内容は可能な限り具体的に記入。(特に力を入れたい活動のみの抽出で可)

(4) 活動内容の具体化に向けた検討状況

項目・ 細目	具体化に向けた検討内容や課題、 地域や地元商店街との連携の可能性、地域について知りたい情報など
1-⑥	地域特産品の選び方や仕入れについて、地元農家や地元商店と連携を模索したい。
1-⑧	ネット宅配のルート設定に際し、高齢者など買い物弱者が多く住むなどニーズの ありそうなエリアの情報について知りたい。
1-⑨	地域住民の文化活動の披露の場として使っていただきたいが、どこの地域団体に 打診をしたらよいかわからない。

注 (3)に記載した活動の具体化に向けた検討内容等を記入。

地 域 貢 献 担 当 窓 口	担当部署名	〇〇〇部〇〇〇課
	電 話	052-〇〇〇-△△△△
	F A X	052-〇〇〇-××××

別記様式第3

地域貢献活動実施状況確認シート

年 月 日

本シートは、下記の大規模小売店舗の地域貢献活動実施状況報告書の内容について、市町村及び地域商業関係団体の皆様と共有し、店舗による取組に一層のご理解をいただくことで、より地域の発展・向上に寄与するべく、ご確認をお願いしています。

各項目について、店舗の取組に対するご意見等をご記入ください。

ご記入いただいた内容は、店舗へお伝えします。

記

1 店舗名

()

2 確認者

() ※市町村担当課名又は地域商業関係団体名

3 地域貢献活動の実施状況に対するご意見等

項 目	細 目	地 域 貢 献 活 動 内 容	ご 意 見 等

4 その他地域貢献に関するご意見

別記様式第3

地域貢献活動実施状況確認シート

令和〇〇年〇〇月〇〇日

本シートは、下記の大規模小売店舗の地域貢献活動実施状況報告書の内容について、市町村及び地域商業関係団体の皆様と共有し、店舗による取組に一層のご理解をいただくことで、より地域の発展・向上に寄与するべく、ご確認をお願いしています。

各項目について、店舗の取組に対するご意見等をご記入ください。

ご記入いただいた内容は、店舗へお伝えします。

記

1 店舗名

(〇〇ショッピングセンター)

2 確認者

(〇〇市〇〇課) ※市町村担当課名又は地域商業関係団体名

3 地域貢献活動の実施状況に対するご意見等

項 目	細 目	地 域 貢 献 活 動 内 容	ご 意 見 等
1 地域づくり の取組への協 力	②地域商業関係団体 への加入	〇〇商店街振興組合への加 入	〇〇商店街振興組合、〇〇 自治会へ加入いただき感謝 する。 〇〇団地へネット宅配サー ビスを拡大していただける とありがたい。 イベントスペースの活用は 新たに〇〇会の実施時にも 利用させていただきたい。
	⑥地域特産品の積極 的なPRと販売促進	PR及び販売コーナーを設 け、直販フェアを実施 【愛知〇〇スーパー】	
	⑧買物弱者対策への 協力	ネット宅配サービスの充実 【愛知〇〇スーパー】	
	⑨その他地域づくり 等への協力	地域住民の活動の場として のイベントスペースの提供	
4 地域防災へ の協力	④防災訓練等への参 加・協力	地域で実施される防災訓練 への参加・協力	〇〇地域防災訓練を貴店駐 車場で実施できるようご協 力いただきたい。
7 核テナント 撤退や店舗閉 鎖時の対策	①早期の情報開示・提 供	撤退やその後の対応に関す る早期情報開示、地域住民・ 市町村への十分な情報提供	撤退することがないよう地 域に根差した店舗づくりを お願いしたい。

4 その他地域貢献に関するご意見

貴店で実施している周辺環境美化活動を、月1回実施している〇〇地域環境美化活動に併せて実施していただきたい。

地 域 貢 献 活 動 報 告 書

年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

氏名又は名称及び法人にあつては
その代表者の氏名
住 所

商業者等による地域貢献活動の推進に関する条例運用要綱第 16 条第 1 項の規定により、次のとおり提出します。

記

1 大規模小売店舗の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称
- (2) 大規模小売店舗の所在地
- (3) 大規模小売店舗の規模

①店舗面積 ㎡

②延べ面積 ㎡

(4) 施設の概要

- ①小売業を行う者の名称、販売する物品の種類
- ②小売店舗以外の施設の種類の

2 地域貢献活動の取組状況の概要

項 目	細 目	取 組 状 況		備 考
		(該当するものに○)		
		実 施 中	実 施 予 定	

地域 貢献 担当 窓口	担当部署名	
	電 話	
	F A X	

注1 項目及び細目には別に定める地域貢献活動例に掲げる項目及び細目から該当する地域貢献活動事例の内容を記入

注2 備考欄には、具体的な地域貢献活動の内容を記入

別記様式第4

地域貢献活動報告書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

愛知県知事 殿

〇〇ビル開発株式会社

代表取締役 愛知 太郎

名古屋市〇〇区〇〇一丁目1番地

商業者等による地域貢献活動の推進に関する条例運用要綱第16条第1項の規定により、次のとおり提出します。

記

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称 愛知ショッピングセンター

(2) 大規模小売店舗の所在地 〇〇市〇〇町1番地

(3) 大規模小売店舗の規模

①店舗面積 10,000 m²②延べ面積 26,000 m²

(4) 施設の概要

①小売業を行う者の名称、販売する物品の種類

〇〇フーズ株式会社 食料品、衣料品等

②小売店舗以外の施設の種類の

飲食店

2 地域貢献活動の取組状況の概要

項目	細目	取組状況 (該当するものに○)		備考
		実施中	実施予定	
1 地域づくりの取組への協力	②地域商業関係団体への加入	○		〇〇商店街振興組合への加入(〇〇年〇月～)
	⑥地域特産品の積極的なPRと販売促進	○		PR及び販売コーナーを設け、直販フェアを実施(月1回第2日曜日)
	⑧買物弱者対策への協力	○		ネット宅配サービスの実施(日曜・年始除く毎日)
	⑨その他地域づくり等への協力		○	地域住民の活動の場としてイベントスペースを提供できる予定(〇〇年〇月から)

【記載例】

2 地域雇用確保への協力	①地域及び県内からの雇用の促進	○		従業員の地域からの優先的な採用
3 防犯・青少年非行防止対策の推進	①店舗内及び敷地内における防犯対策の実施	○		見通しを確保した商品陳列、防犯カメラの設置及び制服警備員による警備の強化
	⑤その他地域防犯等への協力		○	地域で行われる防犯パトロールへ参加予定（〇〇年〇月から月1回）
4 地域防災への協力	①災害時の避難場所等の提供、地域との連携		○	〇〇年〇月に〇〇市と物資供給協定を締結予定
	④防災訓練等への参加・協力	○		地域で実施される防災訓練への参加（年1回）
5 誰もが暮らしやすい社会の実現に向けた取組の推進	③地域の障害者就労施設等の製品の取り次ぎ・取り扱い		○	〇〇年〇月から障害者就労施設製品の特別コーナーを設け、販売フェアを開催する予定（年〇回）
6 環境対策の推進	②ノーレジ袋・トレイ削減、包装の簡素化等、廃棄物抑制対策の実施、リサイクル対策の実施	○		・ノーレジ袋やトレイ削減の推進 ・リサイクル品回収ボックスの設置（店内2か所）
	③環境美化対策の実施・協力	○		店舗周辺環境美化活動の実施（月1回）
7 核テナント撤退や店舗閉鎖時の対策	①早期の情報開示・提供		○	撤退やその後の対応に関する早期情報開示、地域住民・市町村への十分な情報提供

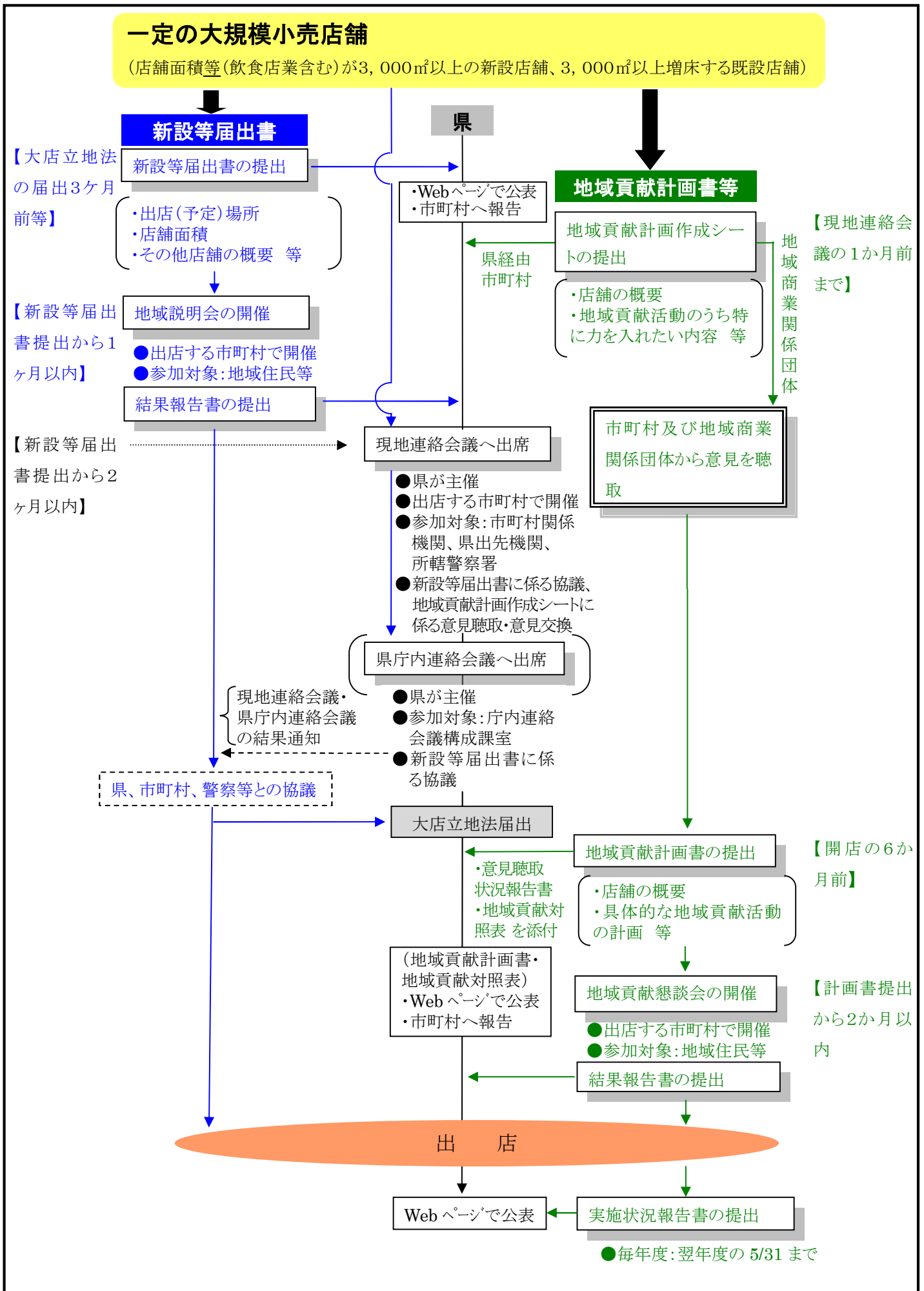
地 担 域 当 貢 窓 献 口	担当部署名	〇〇〇部〇〇〇課
	電 話	0 5 2 - 〇〇〇 - △△△△
	F A X	0 5 2 - 〇〇〇 - × × × ×

注1 項目及び細目には別に定める地域貢献活動例に掲げる項目及び細目から該当する地域貢献活動事例の内容を記入

注2 備考欄には、具体的な地域貢献活動の内容を記入

(巻末 1)

事業者等による地域貢献活動に関する条例・運用要綱に係る新設等における手続フロー図



(巻末2)

地域貢献活動例

(商業者等による地域貢献活動の推進に関する条例関係)

令和6年4月
愛知県

地域貢献活動例 項目・細目一覧

項 目	細 目
1 地域づくりの取組への協力	①市町村が進める地域づくりへの協力 ②地域商業関係団体への加入 ③地域づくりに取り組む団体等への協力 ④自治会等への協力 ⑤商店街等の活動に対する助言、情報の提供 ⑥地域特産品の積極的なPRと販売促進 ⑦地産地消に向けた取組への協力 ⑧買物弱者対策への協力 ⑨その他地域づくり等への協力
2 地域雇用確保への協力	①地域及び県内からの雇用の促進 ②安定的雇用の確保 ③障害者雇用の促進 ④高齢化対策・男女共同参画等の推進 ⑤その他地域雇用確保等への協力
3 防犯・青少年非行防止対策の推進	①店舗内及び敷地内における防犯対策の実施 ②深夜営業や営業時間外の防犯・青少年の非行防止対策の実施 ③人通りの少ない場所に対する巡回の実施等 ④緊急通報体制の確立 ⑤その他地域防犯等への協力
4 地域防災への協力	①災害時の避難場所等の提供、地域との連携 ②緊急時の物資の提供 ③災害等発生時におけるボランティア活動への取組 ④防災訓練等への参加・協力 ⑤その他地域防災への協力

項 目	細 目
5 誰もが暮らしやすい社会の実現に向けた取組	①多様性社会の実現に向けた取組 ②ユニバーサルデザイン対策に関する取組 ③地域の障害者就労施設等の製品の取り次ぎ・取り扱い ④その他誰もが暮らしやすい社会の実現に向けた取組
6 環境対策の推進	①ヒートアイランド・地球温暖化対策の実施 ②ノーレジ袋・トレイ削減、包装の簡素化等、廃棄物抑制対策の実施、リサイクル対策の実施 ③環境美化対策の実施・協力 ④省エネルギー対策の実施 ⑤ISO14001の認証取得 ⑥公共交通機関の利用促進 ⑦その他環境対策に関する取組
7 核テナント撤退や店舗閉鎖時の対策	①早期の情報開示・提供 ②後継店の確保 ③従業員の雇用の確保 ④店舗閉鎖に伴う環境悪化の防止 ⑤その他核テナント撤退等の対策
8 その他の対策	①食品等の安全・安心の確保 ②景観形成、街並みづくりへの配慮、景観協定など地区の景観形成の取組に対する協力 ③その他の地域貢献活動

地域貢献活動例

1 地域づくりの取組への協力

①市町村が進める地域づくりへの協力

- ・中心市街地の活性化のために実施される各種の取組に対する参画や、景観づくり、緑化推進、環境対策及び国際交流など、市町村が進める地域づくりの取組への協力

②地域商業関係団体への加入

- ・店舗、設置者及びテナント事業者の地域商業関係団体（商店街振興組合、商工会、商工会議所その他商業者が組織する公共的な団体又はその連合体）への加入

③地域づくりに取り組む団体等への協力

- ・まちづくり関係団体、NPO、学校などが実施するイベントや行事等への協力
- ・地域商業関係団体等が実施する地域の祭り、各種共同売出し等のイベントへの参加・協力、活動場所の提供等
- ・まちづくりに関するプラットフォームや会議体への参画・協力等
- ・地域商業関係団体が実施する各種地域貢献活動への参加・協力等

④自治会等への協力

- ・自治会等への加入、登録等
- ・地域の祭りや伝統行事、レクリエーション・スポーツ大会等の各種行事を実施する自治会等の活動への参加・協力、活動場所の提供等
- ・地域で行われるボランティア、NPO等の活動や様々な文化活動に対する参加・協力

⑤商店街等の活動に対する助言、情報の提供

- ・商店街等の店舗運営に必要なノウハウを有する人材の紹介や情報提供・技術支援

⑥地域特産品の積極的なPRと販売促進

- ・地域特産品の積極的なPR及び販売コーナー・ショップの設置など
- ・県内の農協、漁協や市場等との県産農林水産物や加工品の取引の促進
- ・地域特産品を活用した新商品の開発等、地域特産品の販売や需要拡大への協力

⑦地産地消に向けた取組への協力

- ・地域の農家から仕入れた農林水産物や加工品の販売
- ・自治体の地産地消の推進に向けた取組等への協力
- ・いいともあいち推進店の登録

⑧買物弱者対策への協力

- ・宅配サービス、移動販売等の実施
- ・買物バスの運行

⑨その他地域づくり等への協力

- ・地域のコミュニティ意識の醸成のため、地域の人がいつでも気軽に立ち寄り、交流を深めることができるスペースの提供等
- ・地域の人々の文化発表の場としてのスペースの提供等
- ・地域主催のフリーマーケット、マルシェとしてのスペースの提供等
- ・地域観光や地域催事の情報発信への協力等
- ・地域及び県内の事業者との取引促進及びテナント事業者に対する県内事業者との取引の奨励
- ・地域及び県内商業者のテナント入居への積極的な配慮
- ・自治体における子育て家庭支援の取組への協力

2 地域雇用確保への協力

①地域及び県内からの雇用の促進

- ・従業員が地域や県内からの優先的な採用

②安定的雇用の確保

- ・正社員採用への配慮

③障害者雇用の促進

- ・障害者の雇用の促進等に関する法律の遵守及びこれらの法律の基準を上回る積極的な雇用の促進

④高齢化対策・男女共同参画等の推進

- ・高齢者の雇用、結婚や出産により退職した女性等の再雇用、ひとり親家庭の親の雇用等

⑤その他地域雇用確保等への協力

- ・地元の大学、高校、専門学校等からのインターンシップや職業体験の受入れ

3 防犯・青少年非行防止対策の推進

①店舗内及び敷地内における防犯対策の実施

- ・見通しを確保した商品陳列、防犯カメラの設置及び制服警備員による警備の強化等

②深夜営業や営業時間外の防犯・青少年の非行防止対策の実施

- ・防犯や青少年非行防止のための声かけ、深夜営業時の警備強化、深夜営業の自粛
- ・営業時間外における駐車場出入口の施錠及び適切な照明の設置、警備員の巡回等

③人通りの少ない場所に対する巡回の実施等

- ・人通りの少ない場所における制服警備員や従業員による定期的な巡回の実施

④緊急通報体制の確立

- ・店舗及び店舗周辺での事件発生時における警察への通報要領の策定及び迅速な避難誘導措置等の緊急通報体制の確立

⑤その他地域防犯等への協力

- ・地域で行われる防犯活動・パトロールへの積極的な参加・協力
- ・防犯駆け込み店としての登録

4 地域防災への協力

①災害時の避難場所等の提供、地域との連携

- ・災害時における避難場所、救護場所及び資機材や車両の一時集積・駐車場所として駐車場敷地等の提供
- ・災害発生時における地域住民との共助による救助活動の実施
- ・応急復旧活動への従業員の参加等による防災活動における地域住民との連携

②緊急時の物資の提供

- ・災害時における市町村等からの緊急物資の提供依頼に対する協力

③災害等発生時におけるボランティア活動への取組

- ・県内被災地への災害ボランティアとしての従業員の積極的な派遣
- ・ボランティア休暇取得に対する環境整備

④防災訓練等への参加・協力

- ・地域で実施される防災訓練等への積極的な参加・協力

⑤その他地域防災への協力

- ・AED 設置救急ステーション認定取得への積極的な取組

5 誰もが暮らしやすい社会の実現に向けた取組の推進

①多様性社会の実現に向けた取組

- ・こども、子育て家庭、高齢者、障害のある人等に優しい、誰もが利用しやすい店舗づくりへの配慮
- ・子育て支援施設の設置、高齢者の生涯学習サロンの設置

②ユニバーサルデザイン対策に関する取組

- ・駅、病院、福祉施設、文化施設等からの来店経路のユニバーサルデザイン化
- ・ユニバーサルデザイン関連商品の取扱いや同商品コーナーの設置等によるユニバーサルデザインの普及への協力
- ・ユニバーサルデザインに配慮したサービス・情報の提供

③地域の障害者就労施設等の製品の取り次ぎ・取扱い

- ・地域の障害者就労施設等で製作された製品の展示会の開催、製品の取扱い、商品販売への協力

④その他誰もが暮らしやすい社会の実現に向けた取組

- ・ゆっくりレジ等の導入

6 環境対策の推進

①ヒートアイランド・地球温暖化対策の実施

- ・敷地内の緑化及び店舗屋上・壁面の緑化の推進
- ・駐車場内におけるアイドリングストップの呼びかけ

②ノーレジ袋・トレイ削減、包装の簡素化等、廃棄物抑制対策の実施、リサイクル対策の実施

- ・量売りやマイバッグ持参運動等を通じたノーレジ袋化やトレイ削減の推進
- ・包装紙・紙袋の簡素化等による簡易包装の励行
- ・リサイクル製品の販売とグリーン購入の実践
- ・リサイクル品回収ボックスの設置や分別排出・分別収集・再商品化の徹底
- ・食品廃棄物の排出抑制や生ゴミの堆肥化等の再利用の促進
- ・店舗建築におけるリサイクル製品の積極的な利活用

③環境美化対策の実施・協力

- ・店舗周辺の環境美化活動（清掃活動）の定期的な実施
- ・ゴミ箱の適切な設置による来客者のポイ捨ての防止

④省エネルギー対策の実施

- ・過剰な照明の削減と省エネ型の照明器具の設置及び定期的な清掃や保守点検の実施
- ・太陽光発電装置や小型風力発電装置等の新エネルギー設備の設置
- ・断熱素材の使用、コージェネレーション設備等の設置

⑤ISO14001の認証取得

- ・環境マネジメントシステムに関する国際的規格であるISO14001の認証取得

⑥公共交通機関等の利用促進

- ・鉄道駅からのシャトルバスの運行確保等による、公共交通機関の利用促進
- ・平日に余裕のある店舗駐車場を通勤者のパーク・アンド・ライド駐車場として活用
- ・駐輪場の充実による自転車利用の促進

⑦その他環境対策に関する取組

- ・駐車場の透水性舗装や屋根雨水の地下浸透施設設置、雨水貯留施設設置等による雨水の流出抑制対策の推進
- ・店舗排水処理対策の推進
- ・樹木への散水や掃除に使用する雑用水への雨水の利用
- ・周辺住民や農作物等に悪影響を与えないような屋外照明や広告搭載照明等の適切な設置・運用（設置場所、下方点灯の器具の使用、方向、強さ及び点灯時間等）

7 核テナント撤退や店舗閉鎖時の対策

①早期の情報開示・提供

- ・地域商業活動からの撤退やその後の対応策に関する早期の情報開示、地域住民、県及び市町村への十分な情報提供

②後継店の確保

- ・失業者の発生や地域住民の買い物の利便性の低下を極力抑えるための後継店・大型店承継者の確保

③従業員の雇用の確保

- ・従業員の配置転換や再就職支援等による雇用の確保

④店舗閉鎖に伴う環境悪化の防止

- ・適切な建物管理による店舗閉鎖に伴う周辺環境悪化の防止

⑤その他核テナント撤退等の対策

- ・撤退後も再利用可能な店舗建築設計・レイアウト・資材への配慮

8 その他の対策

①食品等の安全・安心の確保

- ・食品等の安全・安心の確保のための安全管理体制の構築

②景観形成、街並みづくりへの配慮、景観協定など地区の景観形成の取組に対する協力

- ・地区の住民等との景観協定の締結
- ・店舗等の形態意匠（形・色・模様等）の街並みとの調和
- ・地域の良好な景観形成に向けた取組への積極的な協力
- ・植栽等による緑化の推進
- ・景観条例や屋外広告物条例を遵守した地域の景観への配慮

③その他の地域貢献活動

- ・地域で行われる各種交通安全運動等への参加・協力
- ・店内放送による交通事故防止啓発、交通安全ポスター等の掲示
- ・子供たちの健全な育成への支援

- ・公園、遊具など遊び場の提供
- ・その他の地域貢献活動